

資料2

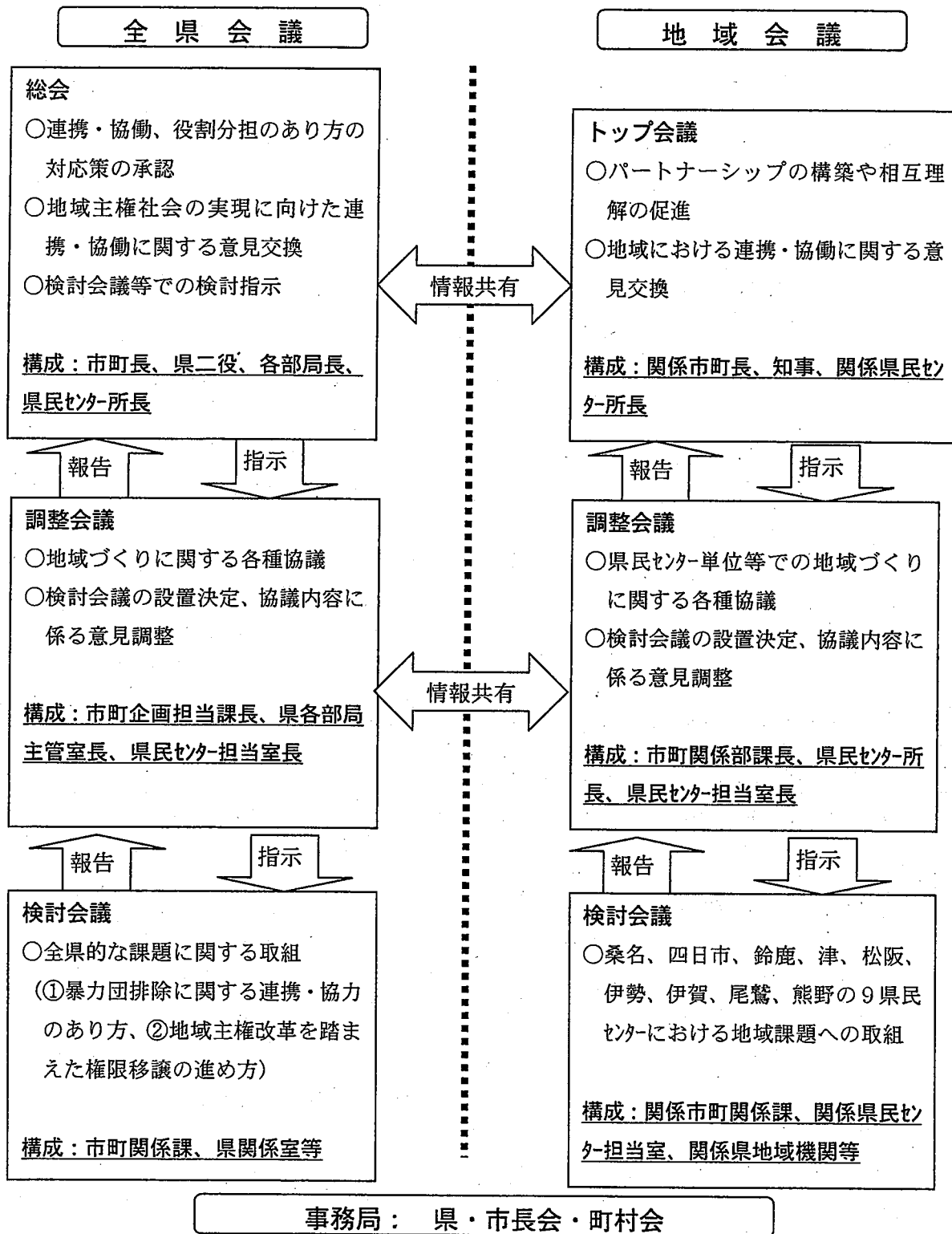
県と市町の地域づくり連携・協働協議会
協議経過報告

平成24年2月14日

目 次

I. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み	
(1) 協議会の仕組み	2
(2) 全県会議の構成	3
II. 今後の協議会の運営等の見直しについて	3
III. トップ会議の開催状況	10
IV. (全県会議) 調整会議の開催状況	11
V. (全県会議) 検討会議の協議状況	12
①暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議	13
②地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議	18
VI. (地域会議) 調整会議・検討会議の開催状況	29
VII. 平成24年度の(全県会議) 検討会議の取組について	54
《参考資料》	
(1) 県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約	57
(2) 「全県会議」 検討会議の運営に関する規程	62

1. 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の仕組み



全県会議の構成等

名称	メンバー
総会	会長：知事
	副会長：市長会会長、町村会会長、副知事（政策部担任）
	委員：各市町長、副知事、各部長・県民センター所長
調整会議	各市町企画担当課 県各部長官室、各県民センター県民防災室
検討会議	①暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議 ②地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議
	メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※必要に応じ、助言者として学識経験者を招聘
（事務局）	市長会、町村会、県市町行財政室、県担当室

Ⅱ. 今後の協議会の運営等の見直しについて

1 見直しの経緯

本協議会は、設立してから一定の期間（約3年）が経過してきたことから、これまでの協議会の運営内容等について一度、検証を行い、より効果的で有意義な地域課題の解決に向けた議論の場となるよう、今後の協議会の運営等について、県内全市町を対象としたアンケート調査を行いました。

また、見直しの際には、本年度、協議会とは別の取組としてきた「知事と市町長との1対1対談」との関係の整理についても併せて検討することとしました。

2 アンケート結果の概要

ア 協議会の仕組みについて

5市町から改善を求める意見があるものの、23市町からは「現状のままでよい」との回答をいただきました。

イ 総会の運営について

9市町から「現状のままでよい」と回答をいただきましたが、18市町からは「改善すべき」との回答をいただきました。主な意見としては、「協議テーマを明確にすべき」「意見交換の時間確保が不十分」「セミナーや報告事項が多い」などとなっています。

ウ トップ会議の運営について

17市町から「現状のままでよい」と回答をいただきましたが、11市町からは「改善すべき」との回答をいただきました。主な意見としては、「運営方法が形式的である」「協議テーマは地域課題に限定すべき」などとなっています。

エ 1対1対談との関係について

25市町で開催の要望があるとともに、12市町では「協議会の仕組みに入れて開催」との回答をいただきました。主な意見としては、「1対1対談との併設を望む」「協議テーマを明確に区分した運営をすべき」などとなっています。

3 今後の協議会の運営等について

アンケート結果等をもとに、今後の協議会については、次の方向性（案）のもと、運営等を図っていきます。

【今後の方向性（案）】

- 協議会の仕組みは、現行の仕組みを維持していくこととし、各会議の運営内容については、それぞれ見直しを行います。
- 総会は、全県的な課題を議論する場として開催することとし、運営内容の見直しを行います。
- トップ会議は、これまで開催してきた地域別集団形式による会議の開催に加え、本年度から始めた「知事と市町長との1対1対談」も位置づけて開催していくとともに、運営内容の見直しを行います。

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の運営等の見直しについて

協議会の位置づけと仕組み

○平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」第4条では、県の役割について、「県は、住民をはじめとする多様な主体と対等の立場において信頼かつ協調の関係を保持し、多様な主体の意見が反映された地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。」と規定されています。

○平成21年2月には、市長会、町村会との共管で「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」を設立し、併せて、同条例に規定された県の役割の実現を目指すこととしています。
※協議会の目的：県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指す

○協議会では、県全体に関する課題は「全県会議」、地域における課題は「地域会議」で検討することとし、各会議には、それぞれ知事・各市町長等が出席する「総会」と「トップ会議」、担当部長による「調整会議」、担当者による「検討会議」の三層の会議を県と市町との協議の場として設置しています。

協議会のあり方検証と今後の方向性(案)

★見直しの経緯

○設立してから、一定の期間(約3年)が経過

○これまでの運営等を検証するため、全市町を対象としてアンケート調査を実施

○協議会とは別の取組として実施した1対1対談と協議会との関係を整理

★主な調査結果

○協議会の仕組み ⇒ 23市町が現状の仕組みを支持。

○総会の運営 ⇒ 18市町が改善を要望
【主な意見】
・協議テーマを明確にすべき
・意見交換の時間確保が不十分
・セミナーや報告事項が多い

○トップ会議の運営 ⇒ 11市町が改善を要望
【主な意見】
・運営方法が形式的
・協議テーマは地域課題に限定すべき

○1対1対談との関係 ⇒ 25市町で閉会要望があり、かつ、12市町が協議会に位置づけることも要望
【主な意見】
・1対1対談との併設を望む
・協議テーマを明確に区分して運営すべき

地域づくりの課題解決に向けた基盤の強化を図る

★今後の協議会の方向性(案)

●協議会の仕組みは、現行体制を維持。
但し、各会議の運営内容は、それぞれ見直す

●総会は、全県的な課題を議論する場として、運営内容を見直す。(協議テーマの設定、意見交換の時間を拡大、セミナーの廃止等)

●トップ会議は、1対1対談を協議会の仕組みに加え、知事と市町長との議論の場の拡充を図るとともに、運営内容を見直す。(知事との問一答形式の見直し、全県課題の廃止等)

★知事と市町長との協議の場(3ステージ)

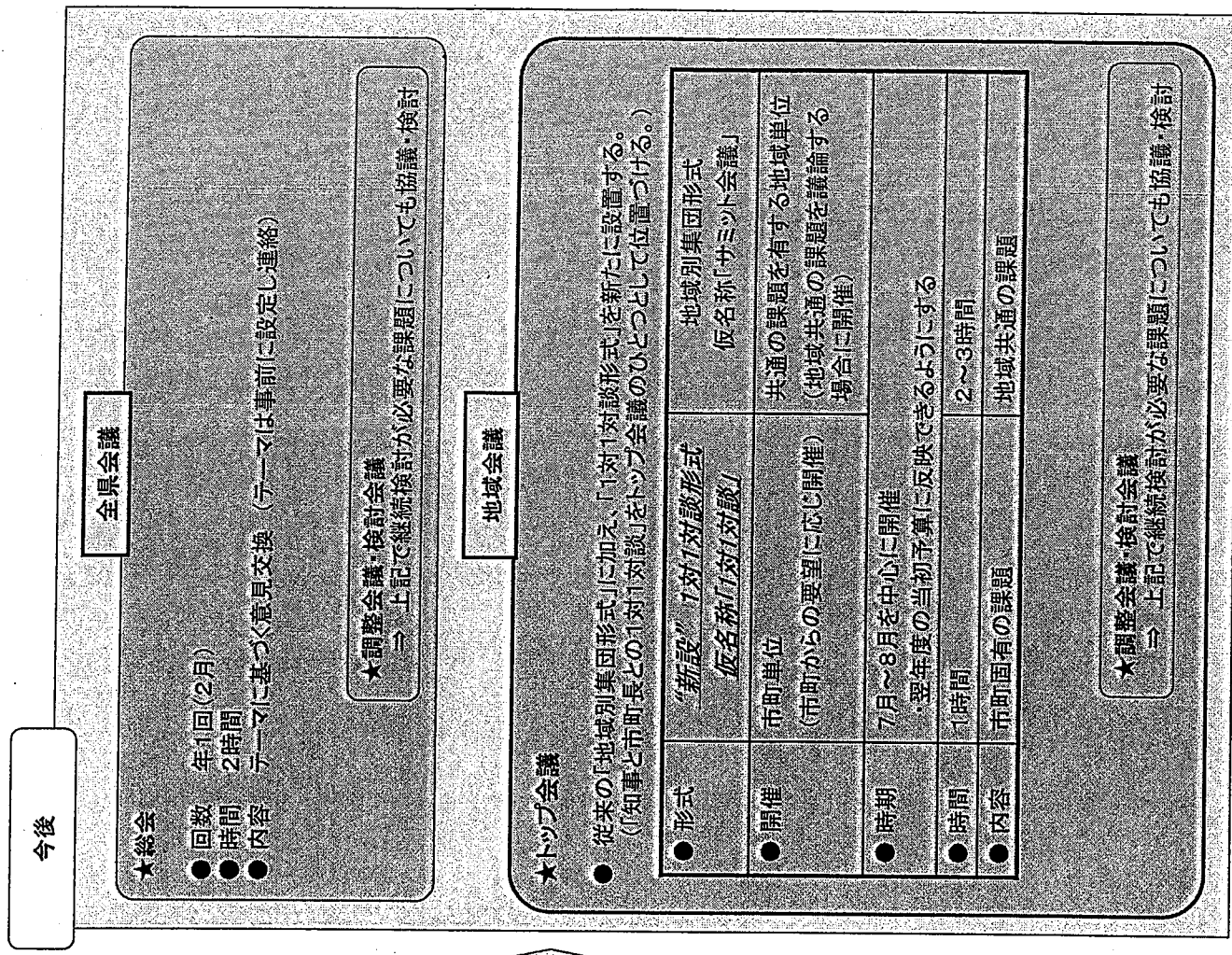
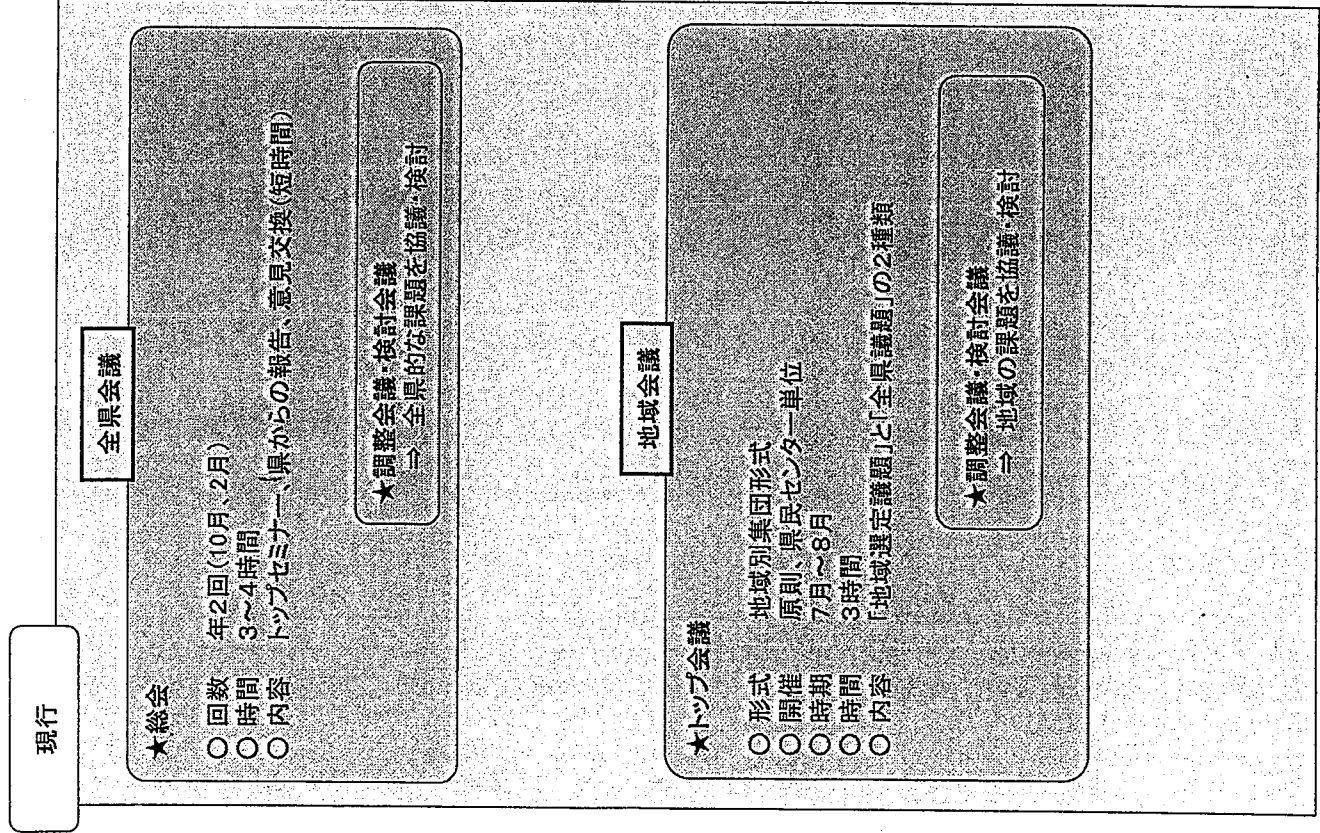
- ① トップ会議(1対1対談形式) “新設”
⇒ 市町固有の具体的課題
- ② トップ会議(地域別集団形式)
⇒ 地域共通の課題
- ③ 総会 ⇒ 全県的な課題

平成24年度の主なスケジュール(予定)

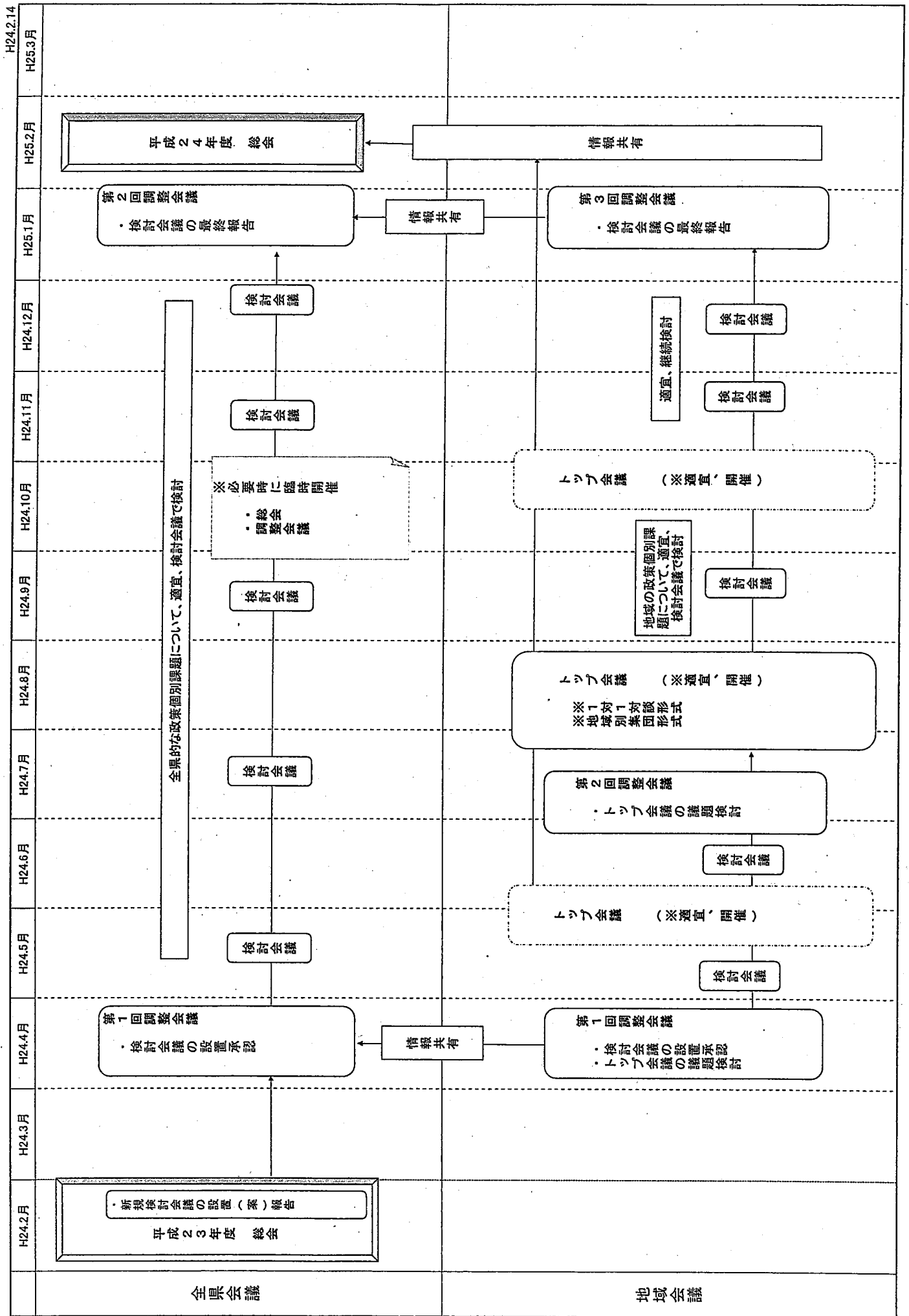
- 平成24年4月下旬
- 平成24年5月中旬～10月下旬
- 平成25年1月下旬～2月上旬

- 全県会議・調整会議の開催 (※全県会議・検討会議の設置承認等)
- 地域会議・トップ会議の開催
- 全県会議・調整会議及び総会の開催

今後の「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の運営等について



平成24年度以降における「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」運営スケジュール（案）



項目	調査結果	主な意見	今後の方針(案)
A 協議会全体の運営			
1 仕組み	23市町が「現行どおり」、5市町が「改善すべき」	◎「改善すべき」とする主な意見 ●仕組みは、もっと有効に機能するようにしていくべき ●県側の委員が多過ぎる。もっと組織のスリム化を図るべき ●各部署長や各県民センター所長は、オブザーバーとしてはどうか	●協議会の仕組みは、現行の体制を維持する。但し、総会以下、各会議の運営内容は、それぞれ見直しを行う。
2 構成員	25市町が「現行どおり」、3市町が「改善すべき」		
B 全県会議の運営			
(1) 総会の運営			
1 開催回数 (複数回答あり)	16市町が1回、11市町が2回	●全市町長と県の幹部職員が会することができる唯一の場であるので、年1回は開催願いたい。 ●開催は、三重県の新年度事業の説明をいただける時期をお願いしたい。 ●県からの報告事項が多過ぎて、意見交換する時間も少なく、本来の総会としての役割を果たしていない。 ●総会でトップセミナーを開催する必要性はなく、その分、長時間の会議となっている。 ●本来の協議会の取組の一部である検討会議の検討結果などについては、その成果を詳しく説明する時間も必要ではないのか。 ●協議テーマの設定は、全県的な議題としていくことが望ましい。	●総会は、協議会全体を総括する場として、原則、毎年2月に1回開催する。但し、重要政策等を協議する場として、臨時に開催することも可とする。 ●総会では、全県的な課題を協議する場として、原則、2時間程度の開催とする。 ●トップセミナーの開催は行わず、県からの報告事項も地域づくりに関する事項とするなど、会議時間の短縮化を図っていく。 ●協議テーマの設定は、全県的な議題(案)を事務局で設定するほか、必要に応じて各市町への照会や、市長会及び町村会からの提案も求めたうえで設定していく。 ●総会終了後の懇親会は、これまでどおり開催していく。(※懇親会は、これまでどおり自由参加とし、半数に満たない場合は、開催しないこととする。)
2 開催時期 (複数回答あり)	16市町が10月、13市町が2月		
3 開催時間 (複数回答あり)	16市町が2時間、11市町が3時間		
4 運営内容	8市町が「満足」、10市町が「不満足」		
	9市町が「現行どおり」、18市町が「改善すべき」		
5 懇親会	18市町が「必要」、9市町が「不要」		
(2) 全県会議の調整会議・検討会議の運営			
1 調整会議と総会との連携	22市町が「現行どおり」、6市町が「改善すべき」	●調整会議は、総会の開催に連動するものであり、総会の見直しに併せた検討が必要である。 ●総会での意見交換の時間を確保するため、簡易な事項は調整会議のなかで議論し、これを総会に諮らない。 ●検討会議で検討した内容については、メンバーとして参加していない市町にも情報の共有化を図る必要がある。 ●検討会議の設立承認を2月の総会で行う方が効率的ではないか。	●調整会議の運営等については、総会の運営等の見直しに併せて検討していく。 ●調整会議の開催は、年度当初の開催(検討会議の設立承認)に加え、総会開催前に適宜開催することとする。 ●検討会議の設立については、これまでと同様に、年度当初の調整会議で設立承認の議決(規約に規定)を受けて設立していく。 ●検討会議における検討結果等の情報の共有化については、今後の運営の中で検討していく。
2 検討会議の設立	24市町が「現行どおり」、4市町が「改善すべき」		

C 地域会議			
(1) トップ会議の運営			
★1対1対談との関係	13市町が「単独で開催」、12市町が「協議会に位置付けて開催」	<ul style="list-style-type: none"> ●トップ会議で協議する地域共有のテーマ設定が困難である状況等もあり、具体的な市町固有の課題について協議する1対1対談への移行や併設を望む ●従来のトップ会議を充実させ、地域の課題を踏まえた政策展開がなされるように期待する。 ●仕組みは、どのような形態でも構わないが、それぞれの目的や協議内容が重複しないような運営が必要である。 ●仕組みは、あまり複雑なものとしなない方がよいのではないか。 	<p>★24年度以降のトップ会議の開催方法は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●本年度、協議会の別の仕組みとして実施している「知事と市町長との1対1対談」(1対1対談形式)をトップ会議の一つに位置付けて開催していくこととする。 ●1対1対談形式のトップ会議は、市町からの要望を受けて開催し、市町固有の具体的な課題について、解決を導くための議論を行うものとする。 ●これまで開催している地域別集団形式のトップ会議は、市町固有の課題ではなく、もっと広域に跨る地域共通の課題を議論していく場として、これまでどおり知事が参加する会議として併設するものとする。 ●地域別集団形式のトップ会議は、地域共通の課題について議論する必要がある場合に開催するものとし、各市町間の共通認識の醸成と、課題解決に向けた役割分担等について議論を行うものとする。なお、会議開催の是非、開催単位、協議テーマの設定、会議運営の方法等については、各地域会議・調整会議で協議し決定するものとする。 ●地域別集団形式のトップ会議は、複数の市町と知事が一問一答で議論するのではなく、地域共通の課題解決に向けた各市町間の議論を促すような運営を行うものとする。 ●今後のトップ会議は、原則として、1対1対談形式による会議を優先して開催するものとする。 ●今後のトップ会議は、1対1対談形式で行う場合と、地域別集団形式で行う場合とでは、それぞれ議論する協議テーマを明確に区分して開催することとする。
これまでの運営内容	14市町が「満足」、6市町が「不満足」	<ul style="list-style-type: none"> ●市町間の連携が図れるような議論の場となっていない。もっと相互理解が進む場としていくべきである。 ●知事に対する一問一答形式などその運営方法が形式的であり、真の意見交換や議論の場として成立していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後のトップ会議は、1対1対談形式で行う場合と、地域別集団形式で行う場合とでは、それぞれ議論する協議テーマを明確に区分して開催することとする。
	17市町が「現行どおり」、11市町が「改善すべき」	<ul style="list-style-type: none"> ●県からの提案議題については総会の場で議論することとし、地域共通の課題についてのみ意見交換を行うこととする。 	
2 開催単位	19市町が「現状どおり」、10市町が「改善すべき」	<ul style="list-style-type: none"> ●現在の地域割では、地域性が異なり課題等の共有化が困難である。 ●画一的、定例的に開催するのではなく、協議テーマに即した柔軟な地域割も必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域別集団形式によるトップ会議の開催単位は、県民センター単位を基本とし、各地域会議・調整会議で協議し設定するものとする。
3 開催時期 (複数回答あり)	19市町が「7～8月」、7市町が「5～6月」、6市町が「10～11月」		<ul style="list-style-type: none"> ●なお、トップ会議(1対1対談形式及び地域別集団形式とも)の開催は、原則、翌年度の当初予算に反映できる時期までに開催するものとする。(開催予定時期としては、7～8月の開催を中心として、それを補足する形で、要望の多い5～6月、10～11月において、各市町と調整のうえ開催日を設定する。)
4 開催時間 (複数回答あり)	18市町が「3時間」、8市町が「2時間」		<ul style="list-style-type: none"> ●地域別集団形式によるトップ会議では地域共通の課題を協議する場(今後は、原則として、「県から提案する議題」は設定しない。)として2～3時間程度、1対1対談形式では市町固有の具体的な課題を協議する場として1時間程度の議論の場として運営する。
5 情報交換会	26市町が「必要」、3市町が「不要」		<ul style="list-style-type: none"> ●地域別集団形式で開催するトップ会議においては、これまでどおり会議終了後に情報交換会を開催するものとする。(1対1対談形式で開催するトップ会議においては、情報交換会は開催しないこととする。)

(2) 地域会議の調整会議・検討会議の運営			
1 調整会議とトップ会議との連携	22市町が「現行どおり」、6市町が「改善すべき」	<ul style="list-style-type: none"> ●トップ会議と1対1対談との調整を踏まえて、調整会議のあり方についても検討していく必要があるのではないか。 ●トップ会議で有意義な協議ができるよう事前の準備をしっかりと行うための場としていくべきである。 ●調整会議は、地域づくりに関する課題の協議、意見交換が必要される時期に開催するのが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、各県民センターにおいて、それぞれ見直しを進めていく。
2 検討会議の設立	21市町が「現行どおり」、6市町が「改善すべき」	<ul style="list-style-type: none"> ●検討会議で検討を行う場合は、有効に機能させる工夫が必要である。 ●検討会議で検討した成果をとりまとめ、公表することが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後、各県民センターにおいて、それぞれ見直しを進めていく。

Ⅲ. トップ会議の開催状況（H23年度）

1 開催状況

- 平成23年8月1日・・・桑名地域
- 平成23年8月4日・・・松阪地域
- 平成23年8月8日・・・津・伊賀地域
- 平成23年8月17日・・・四日市地域
- 平成23年8月22日・・・鈴鹿・亀山地域
- 平成23年8月23日・・・伊勢志摩地域
- 平成24年1月13日・・・東紀州地域

2 議題

(1) 県から提案する議題

『新しい県政ビジョンの策定に向けて』

(2) 地域で選定する議題

地域	議題
桑名	① 防災体制の強化について ② 産業振興について
四日市	① 県と市町の役割分担について
鈴鹿・亀山	① 危機管理について ② 県土形成の方向性について
津・伊賀	① 日本一、幸福が実感できる三重の実現のための、津・伊賀地域における地域づくり（絆づくり）のあり方について ② 津・伊賀地域の課題解決に向けた、県と市の連携と役割分担について
松阪	① 松阪地域全体で取り組むべき防災対策と、その構築について ② 松阪地域の課題対応に向けた、県と市町の結びつきと役割分担について
伊勢志摩	① 地域の活性化について ② 地域の安全・安心について
東紀州	① 今後発生すると予測される東海・東南海・南海地震に備えて～津波対策等の推進について～ ② 紀伊半島大水害による被害について ③ 高速道路ネットワークや自然、歴史、文化等多様な地域資源を活用した今後の地域づくり

(3) 報告事項

- ・今後の三重県の地震対策について

IV. (全県会議) 調整会議の開催状況 (H23年度)

第1回 平成23年5月9日

(事項)

- ① 県と市町の地域づくり連携・協働協議会について
- ② 検討会議の設置・メンバー募集について
- ③ 県から市町への権限移譲について
- ④ 国の地域主権改革にかかる関係法案の動向について
- ⑤ 三重県観光振興条例(仮称)の骨子案について
- ⑥ 「第3次三重県生涯学習振興基本計画」について
- ⑦ 新しい県政ビジョンについて
- ⑧ 「車座トーク(仮称)」について
- ⑨ 「美し国おこし・三重」の取り組みについて 等

第2回 平成23年10月24日

(事項)

- ① 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の協議経過報告について
- ② 県民力ビジョン(仮称)について
- ③ 「美し国おこし・三重」の取組について
- ④ 平成23年度「知事と市町長との1対1対談」の開催について
- ⑤ 県から市町への権限移譲について
- ⑥ パーキング・パーミット制度について
- ⑦ 「みえの観光振興に関する条例」及び「三重県観光振興基本計画(仮称)の検討案」について
- ⑧ 「会計事務標準化・財務会計システム共同アウトソーシング研究会」の経過について

第3回 平成24年2月2日

(事項)

- ① 県と市町の地域づくり連携・協働協議会の協議経過報告について
- ② 平成24年度の(全県会議)検討会議の取組について
- ③ 平成24年度三重県当初予算について
- ④ みえ県民力ビジョンについて
- ⑤ 個人住民税対策について
- ⑥ 首都圏営業拠点連絡調整会議の設置について
- ⑦ 三重の観光営業拠点事業(「三重の観光営業拠点運営協議会」)について
- ⑧ 鳥インフルエンザ防疫措置について
- ⑨ 「美し国おこし・三重」の取組について
- ⑩ 公金収納方法の見直しと会計事務の標準化、財務会計システムの共同アウトソーシングについて
- ⑪ 「みえ歯と口腔の健康づくり条例(仮称)中間案」に対するご意見について

V. (全県会議) 検討会議の協議状況 (H23年度)

検討会議名称	検討会議での検討事項及び検討状況
<p>① 暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議</p>	<p>《検討事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 青少年に対する学校教育の推進について ② 暴力団排除対策の広報啓発活動の推進について ③ 公の施設からの暴力団排除対策の推進について ④ 飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進について ⑤ 事務及び事業からの暴力団排除対策の推進について ⑥ 祭礼からの暴力団排除対策の推進について <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暴力団の現状を報告し、暴力団対策が安全・安心な街づくりのための共通課題になっていることを確認し、その対策についての協力を要請しました。 ・ 青少年に対する学校教育や暴力団排除に関する広報啓発活動等の必要性、また祭礼や飲食業者等からの暴力団排除対策の必要性などについて説明し、各市町における取組状況等も踏まえ、今後の暴力団排除対策の推進に関して必要な情報の共有を図りました。 ・ 市、町が設置する公の施設から暴力団を排除するための措置要綱の制定と警察署との協定締結に関する依頼を行うとともに、制定等に向けた課題等について意見を交換しました。 ・ 不当要求防止対策の取組を依頼するとともに、行政対象暴力をテーマとしたDVDを視聴し、行政対象暴力の現状と対策について、情報の共有を図りました。
<p>② 地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議</p> <p>(H21年度～)</p>	<p>《検討事項》</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法定権限移譲（国の一括法案による）の円滑な実施について ② 条例（三重県の事務処理の特例に関する条例）による権限移譲の推進について ③ 「三重県権限移譲推進方針」の改定について <p>《検討状況》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の「三重県権限移譲推進方針」の検証を行うにあたり、市町等にアンケート調査を実施するとともに、他都道府県の状況調査も行ったうえで、「三重県権限移譲推進方針（以下、「方針」という。）の改定に向けた考え方を整理しました。 ・ 法定権限移譲の進め方については、県と市町が主体的に取り組むこととし、また、県条例による権限移譲の推進については、基本的な進め方として、「手挙げ方式」による移譲の推進や包括的権限移譲の継続など、方針の改定に向けた基本的な考え方を整理しました。 ・ これまでの検討会での議論等を踏まえて策定した「三重県権限移譲推進方針」の改定案について、意見交換を行うとともに、全市町を対象とした「権限移譲の進め方に関する説明会」などで出されたご意見等も踏まえ、「三重県権限移譲推進方針」（改定版）（案）を最終案として取りまとめました。

① 暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議

検討会議設置の目的

暴力団が県民生活や県内の事業に与える不当な影響を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団排除条例（以下「条例」という。）の施行に伴い、条例を効果的に運用するための具体的な連携・協力の方法及び役割分担並びに県と市町が協力して解決すべき課題等について検討を行います。

検討会議メンバー 60名（市町53名、県7名） ◎代表 ○副代表

市	県
津市/市民交流課/教育委員会・教育研究支援課	警察本部/◎刑事部組織犯罪対策課
四日市市/市民生活課/教育委員会・社会教育課	生活・文化部/○交通安全・消費生活室
伊勢市/危機管理課/教育委員会・学校教育課	教育委員会/教育総務室/生徒指導・健康教育室
松阪市/安全防災課/教育委員会・学校支援課	政策部/市町行財政室
桑名市/危機管理課/教育委員会・生涯学習課	
鈴鹿市/防災安全課/教育委員会・青少年課	
名張市/危機管理室/教育委員会・学校教育室	
尾鷲市/危機管理室/教育委員会・教育総務課	
亀山市/危機管理室/教育委員会・教育研修室	
鳥羽市/総務課・防災対策室/教育委員会・生涯学習課	
熊野市/市民保険課/教育委員会・学校教育課	
いなべ市/総務課/教育委員会・学校教育課	
志摩市/地域防災室/教育委員会・学校教育課	
伊賀市/総合危機管理課/教育委員会・教育総務課	
木曾岬町/総務企画課/教育委員会・教育課	
東員町/総務課/教育委員会・社会教育課	
菰野町総務課	朝日町/総務税務課
川越町/環境交通課/学校教育課	
多気町/総務税務課/教育委員会・教育課	
明和町/危機管理室/教育委員会・教育課	
大台町/総務課/教育委員会・教育課	
玉城町/生活福祉課/教育委員会・教育事務局	
度会町/総務課	南伊勢町/総務課
大紀町/防災安全課/教育委員会・学校教育課	
紀北町/危機管理課/教育委員会・学校教育課	
紀宝町/総務課/教育委員会・教育課	
御浜町/総務課	

※ 警察本部、生活・文化部は、各2名

事務局 ● 三重県警察本部刑事部組織犯罪対策課

検討事項

- ① 青少年に対する学校教育の推進について
- ② 暴力団排除対策の広報啓発活動の推進について
- ③ 公の施設からの暴力団排除対策の推進について
- ④ 飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進について
- ⑤ 事務及び事業からの暴力団排除対策の推進について
- ⑥ 祭礼からの暴力団排除対策の推進について

開催実績

(平成23年度)

- 第1回 [6/16] ⇒ 1. 暴力団情勢と暴力団対策について
.....
2. 三重県暴力団排除条例の概要及び検討会議設置の趣旨説明
.....
3. 代表、副代表の選出
.....
4. 協議・検討事項
.....
 (1) 青少年に対する学校教育の推進について
 ア 学校教育の必要性等について
 イ 学校教育の具体的推進方法について
.....
 (2) 暴力団排除対策の広報啓発活動の推進方策について
.....
 (3) 公の施設から暴力団を排除するための暴力団排除措置要綱
 の制定について
.....
5. 質疑応答
.....
- 第2回 [8/8] ⇒ 1. 協議・検討事項
.....
 (1) 各市町における暴力団排除対策の広報啓発活動の推進状況
 について
.....
 (2) 各市町における公の施設から暴力団を排除するための暴力
 団排除措置要綱の制定等に関する取組状況について
.....
 (3) 青少年に対する学校教育の推進状況について
.....
 (4) 暴力追放市町民会議の活性化について
.....
2. 質疑応答
.....
- 第3回 [9/8] ⇒ 1. 協議・検討事項
.....
 (1) 飲食店事業者等からの暴力団排除対策の推進について
.....
 (2) 事務及び事業からの暴力団排除対策の推進について
.....
 (3) 祭礼からの暴力団排除対策の推進について
.....
 (4) 暴力団排除対策を推進するための広報資料の作成状況につ
 いて
.....
2. 質疑応答
.....

- 第4回 [12/14] ➡ 1 協議・検討事項
- (1) 調整会議に対する中間報告結果について
 - (2) 三重県暴力団排除条例に関するアンケート結果について
 - (3) 青少年に対する学校教育(暴排教育)の推進方策について
 - (4) 不当要求行為等防止対策について
- 2 質疑応答

- 第5回 [1/17] ➡ 1 協議・検討事項
- (1) 平成23年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会における暴力団排除対策の推進状況について
 - (2) 犯罪インフラ対策について
 - (3) 不当要求防止対策について
- 2 質疑応答

検討内容及び検討結果

○ 第1回検討会議 (6/16)

- ・ 暴力団の現状を報告し、暴力団対策が安全・安心な街づくりのための共通課題になっていることを確認し、その対策についての協力を要請しました。
- ・ 暴力団排除条例の概要について説明するとともに、検討会議設置の趣旨説明を行いました。
- ・ 代表、副代表を選出しました。
- ・ 「青少年に対する学校教育」の必要性及びその推進方策について説明し、協力を要請するとともに意見を求めました。
- ・ 「暴力団排除に関する広報啓発活動」の必要性について説明し、鈴鹿市から広報啓発活動の実施状況についての報告を受け、今後の広報啓発活動の推進に関し、情報の共有を図りました。
- ・ 「公の施設の利用における暴力団排除対策」の必要性について説明し、市、町が設置する公の施設から暴力団を排除するための措置要綱の制定と警察署との協定締結に関する依頼を行うとともに、制定等に向けた課題等について意見を交換しました。

○ 第2回検討会議 (8/8)

- ・ 広報啓発活動の実施状況に関し、県及び各市町から実施状況及び今後の実施計画についての発表を受け、今後、広報啓発活動を推進していく上での情報の共有を図りました。
- ・ 公の施設から暴力団を排除するための措置要綱の制定に関し、取組状況及

び課題等の発表を2市(熊野市、名張市)、2町(朝日町、川越町)から受けるとともに意見交換を行い、情報の共有を図りました。

- ・ 青少年に対する学校教育の推進状況について報告し、県教育委員会及び2市(津市、四日市市)教育委員会から、これまでに実施した学校教育に対する効果、反響及び課題等に関する報告を受けるなど、学校教育の推進に当たり、情報の共有を図りました。
- ・ 各自治体と警察署等が連携して運営している暴力追放市町民会議の活性化に向けた取組を依頼するとともに、四日市市から暴力追放三重県民大会と合同開催した暴力追放三河地区市町民会議における広報啓発活動等についての発表を受けるなど、情報の共有を図りました。

○ 第3回検討会議 (9/8)

- ・ 「飲食店事業者等からの暴力団排除対策」の必要性について説明をするとともに、四日市市から本年7月26日に設立された「諏訪栄町・西新地地区不当要求拒否宣言の街」の設立に向けたプロセス等に関する発表を受け、情報の共有を図りました。
- ・ 県、市町の事務及び事業からの暴力団排除対策の必要性について説明するとともに、県(生活・文化部)から現在の推進状況等についての発表を受けるなど、情報の共有を図りました。
- ・ 祭礼からの暴力団排除対策の必要性とその推進方策等について説明するとともに、排除に当たっての質疑を受けるなど、情報の共有を図りました。
- ・ 広報啓発活動及び学校教育を推進するため、現在制作中のリーフレット及び教育用DVDの概要についての説明を行い、効果的な活用を依頼するなど、情報の共有を図りました。

○ 第4回検討会議 (12/14)

- ・ 平成23年度第2回県と市町の地域づくり連携・協働協議会調整会議における報告結果を伝達し、情報の共有を図りました。
- ・ 三重県暴力団排除条例に関するアンケートの実施結果について説明するとともに、今後の広報啓発活動の推進について、情報の共有を図りました。
- ・ 学校教育用DVDの視聴を行い、青少年に対する学校教育(暴排教育)の推進方策と課題について意見を交換しました。
- ・ 「不当要求行為等防止対策」の重要性について説明するとともに、不当要求行為に対する体制の整備及び不当要求防止責任者講習の受講等、対策の取組を依頼しました。

- ・ 公の施設からの暴力団排除措置要綱の制定及び協定の締結状況について説明し、制定に向けた取組を要請しました。

○ 第5回検討会議 (1/17)

- ・ これまでの暴力団排除対策の推進状況及び今後の課題について説明をするとともに、県及び各市町から暴力団排除対策の現状と推進していく上での課題等について発表を得て、課題等に関する情報の共有を図りました。
- ・ 暴力団が介在する場合が多い犯罪インフラの現状について説明し、犯罪インフラ対策についての取組を依頼しました。
- ・ 不当要求防止対策の取組を依頼するとともに、行政対象暴力をテーマとしたDVDを視聴し、行政対象暴力の現状と対策について、情報の共有を図りました。
- ・ 来年度以降の検討の継続について提案しました。

今後の予定

三重県暴力団排除条例の施行後、三重県が一体となって暴力団排除対策を推進しているところでありますが、本条例をより実効のあるものとしていくためには、今後も県と市町が情報を共有し、解決すべき課題等について連携・協力をしていく必要があることから、引き続き、検討を継続したいと考えます。

② 地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議

検討会議設置の目的

国の地域主権改革における都道府県から基礎自治体への権限移譲については、平成22年6月の地域主権戦略大綱により具体化され、本年度、関連する一括法案が国会に提出されました。(法案は昨年8月に成立)

昨年に引き続き、当検討会議を設置し、国の地域主権改革の動向を踏まえた権限移譲の推進にかかる検討を行い、本県における今後の権限移譲の進め方を明らかにします。

検討会議メンバー 44名(市町29名、県15名)

市		県
津市/行政経営課	志摩市/総務課	政策部/政策総務室/企画室
四日市市/政策推進部/政策推進課	伊賀市/総務課	政策部/◎市町行財政室
伊勢市/総務課	木曾岬町/総務企画課	総務部/経営総務室
松阪市/総務課	東員町/総務課	防災危機管理部/危機管理総務室
桑名市/政策経営課/人事課/総務課	菰野町/総務課	生活・文化部/生活・文化総務室
鈴鹿市/総務課	朝日町/総務税務課	健康福祉部/健康福祉総務室
名張市/行政改革推進室	明和町/政策課	環境森林部/環境森林総務室
尾鷲市/市長公室	大台町/総務課	農水商工部/農水商工総務室
亀山市/法制執務室	大紀町/企画調整課	県土整備部/県土整備総務室
鳥羽市/総務課	紀北町/総務課	教育委員会/教育総務室
熊野市/総務課	御浜町/総務課	
いなべ市/政策課	紀宝町/総務課	

◎代表

事務局 ●三重県政策部 市町行財政室

検討事項

- ① 法定権限移譲(国の一括法案による)の円滑な実施について
- ② 条例(三重県の事務処理の特例に関する条例)による権限移譲の推進について
- ③ 「三重県権限移譲推進方針」の改定について
 - (ア) パッケージの見直し
 - (イ) 県からの支援のあり方
 - (ウ) その他

開催実績

- ◎第4回検討会議[5/20] 1. 報告事項
- ①地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議について
 - ②県から市町への権限移譲について
2. 議題
- ①法定権限移譲の円滑な推進について(案)
 - ②県条例による権限移譲の推進について(案)
 - ③三重県権限移譲推進方針の改定について(案)
 - ④今後の検討の進め方について(案)
- ◎第5回検討会議[9/30] 1. 検討会議の今後の進め方について
2. 三重県権限移譲推進方針改定(案)にかかる検討会議での議論の整理について
 3. 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」調整会議への報告(案)について
- ※同日、全市町の担当者を対象とした「説明会」を実施し、この中で「三重県権限移譲推進方針改定(案)について協議
- ◎第6回検討会議[12/5] 1. 三重県権限移譲推進方針の改定について
- (1)市町意見と県の回答について
 - (2)「三重県権限移譲推進方針」(改定版)(案)について
2. 法定権限移譲の対応について
- ※全市町の担当者を対象とした「説明会」と合同開催として実施

検討内容及び検討結果

(参考) 第1回検討会議(平成22年3月24日)～第3回検討会議(平成23年1月28日)までの内容

- ・ 国の動向について、情報共有を行いました。
- ・ 検討会議の検討事項について確認し、法定権限移譲の円滑な推進及びこれを踏まえた「三重県権限移譲推進方針」の改定について検討することを確認しました。
- ・ 現行の「三重県権限移譲推進方針」の検証を行うにあたり、市町、県各部の権限移譲担当課・室にアンケートを実施することとしました。また、県の支援策の検討等の参考とするため、他都道府県の状況についても調査を行うこととしました。
- ・ 市町、県各部の権限移譲担当課・室に対するアンケート結果と、他都道府

県の権限移譲の取組調査結果について報告しました。

- ・ 法定権限移譲の進め方において、移譲に併せて行う県条例による権限移譲の推進方策について事務局案を説明し、意見交換を行いました。
- ・ 「三重県権限移譲推進方針」の改定に向けた考え方を整理しました。

第4回検討会議

- ・ これまでの検討内容を確認し、今後の進め方について議論しました。
- ・ 法定権限移譲の進め方については、円滑な移譲に向けて、県と市町の双方が主体的に取り組むこととし、この内容について確認しました。
- ・ 県条例による権限移譲の推進については、法定権限移譲に併せ、引き続き推進を図っていくこととし、基本的な進め方として、「手挙げ方式」による移譲の推進、包括的権限移譲の継続等について確認しました。また、パッケージの見直し案について議論を行い、重点的に移譲を進める事項として、法定権限移譲への対応を踏まえたパッケージの移譲を進めることについて協議しました。
- ・ 三重県権限移譲推進方針の改定について、基本的な考え方を整理しました。

第5回検討会議

- ・ 今後の検討会議の進め方について、検討会議に参加していない市町にも参加を依頼する説明会を同日に開催することとし、「三重県権限移譲推進方針」の改定に向けた議論は、当説明会において行うこととしました。(第5回以降)

(以下、説明会での内容)

- ・ 第2次一括法の内容について、都道府県から基礎自治体への権限移譲や、義務付け・枠付けの見直しにかかる市町への条例委任事項等について情報を共有しました。
- ・ 権限移譲の進め方について、法定権限移譲については、市町への円滑な移譲に向け、県と市町の双方が主体的に取り組むこととし、説明会の実施や、引継ぎ事項等の内容について確認しました。また、条例による移譲については、市町の意向を踏まえつつ、移譲が可能なものについて推進を図ることについて確認しました。
- ・ 「三重県権限移譲推進方針」の改定については、これまでの検討会議での議論を踏まえた改定案を示し、意見交換を行いました。

第6回検討会議

- ・ 全市町を対象とした「権限移譲の進め方に関する説明会」と合同で開催し、検討会議に参加していない市町担当者も含めて意見交換しました。

- ・ 「三重県権限移譲推進方針」（改定版）（案）について、市町からいただいた意見を紹介し、これに対する県の回答を説明しました。
- ・ 市町意見も踏まえて、再度「三重県権限移譲推進方針」（改定版）（案）を示し、意見交換を行い、これを最終案としました。
- ・ 第2次一括法により県から市町に法定権限移譲が予定される事務について、の県担当室、担当者名とともに、説明会等の進捗状況、今後の予定を示し、県と市町において情報共有しました。
- ・ 内閣府からの第2次一括法の円滑な対応にかかる依頼文書について、内容を共有しました。

今後の予定

- ・ 「三重県権限移譲推進方針」の改定について、各市町に周知をはかり、新たに設定したパッケージを中心に、県から市町への権限移譲を推進することとします。
- ・ 権限移譲を推進する際には、市町の意向を重視するとともに、円滑な権限移譲の実施に向けて、県と市町が引き続き連携しながら取り組むこととします。

「三重県権限移譲推進方針」の改定について

三重県 政策部

平成 17 年度に策定した「三重県権限移譲推進方針」は、これまで県から市町への権限移譲推進のよりどころとしてきましたが、策定から約 6 年が経過し、権限移譲をとりまく状況にも変化が生じていることから、今回、これらの状況を踏まえ、今後のさらなる権限移譲の推進に向けて改定を行いました。

1 改定日 平成 24 年 1 月 23 日

2 「三重県権限移譲推進方針」(改定版)の概要

(1) 方針改定の趣旨

- ・市町村合併の進展に伴う基礎自治体の広域化・体制整備が進展
- ・国の地方分権改革による県から市町への法定権限移譲が実施予定
- ・これらの状況を踏まえて方針を改定し、効果的な権限移譲を一層推進

(2) 権限移譲推進の基本的考え方

(県と市町の役割分担・権限移譲のあり方)

県と市町は「補完性の原則」を基本に連携を強化し、住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上を目的として権限移譲を実施

(権限移譲推進の 5 原則)

- ①住民の利便性向上の原則
- ②市町優先の原則(市町の意向を尊重)
- ③権限・財源の一体移譲の原則
- ④事務処理体制適正化の原則(市町の適切な事務処理体制の確保)
- ⑤公正・透明性の確保の原則

(3) 権限移譲の方法

包括的権限移譲を中心に推進

市町の自主性の向上につながる“包括的権限移譲”(関連する一連の事務をパッケージにして移譲する方法)を基本に推進

(4) 権限移譲に伴う支援等

① 権限移譲に伴う財政措置及び支援

- ・移譲市町に対しては、地方財政法に基づき適切な財政措置を実施
- ・包括的権限移譲については、上記の財政措置に加え、一定期間、財政支援を実施することができるものとする

② 権限移譲に伴う人的支援

必要に応じて県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより支援

(5) 権限移譲にかかる手続き等

権限移譲にあたっての手続きは、双方が合意した手順により実施

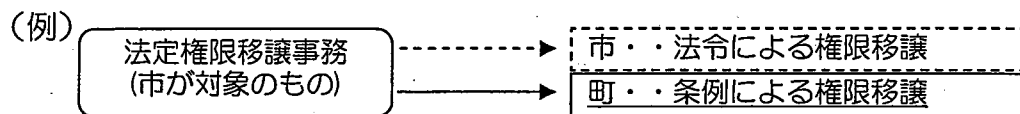
(6) 推進期間

平成 23 年度から平成 28 年度まで

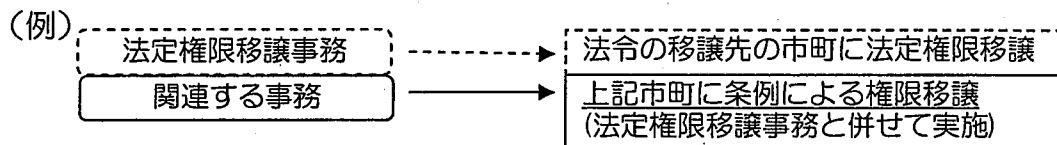
3 改定のポイント

(1) 法定権限移譲を踏まえた条例による権限移譲の推進

① 法定権限移譲事務を、法令による移譲先以外の市町に移譲



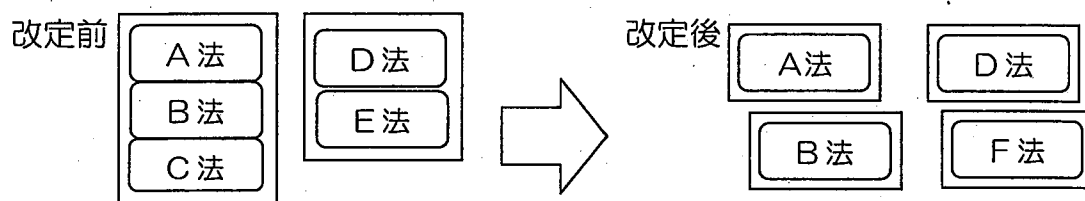
② 法定権限移譲事務に関連する事務を移譲



※法定権限移譲事務について、県内市町間での実施のバラつきが少なくなり、また、法定権限移譲の効果がより高まることから、県民にとってわかりやすく、市町の主体性の向上にもつながります。

(2) 市町の意向を尊重した、さらなる権限移譲の推進

市町が選択しやすいパッケージ形態への見直し



※ひとつのパッケージの構成を小さく、パッケージの数を多くすることで、市町は地域の実情や事務処理体制に応じ、パッケージの選択がしやすくなります。

(3) パッケージについて

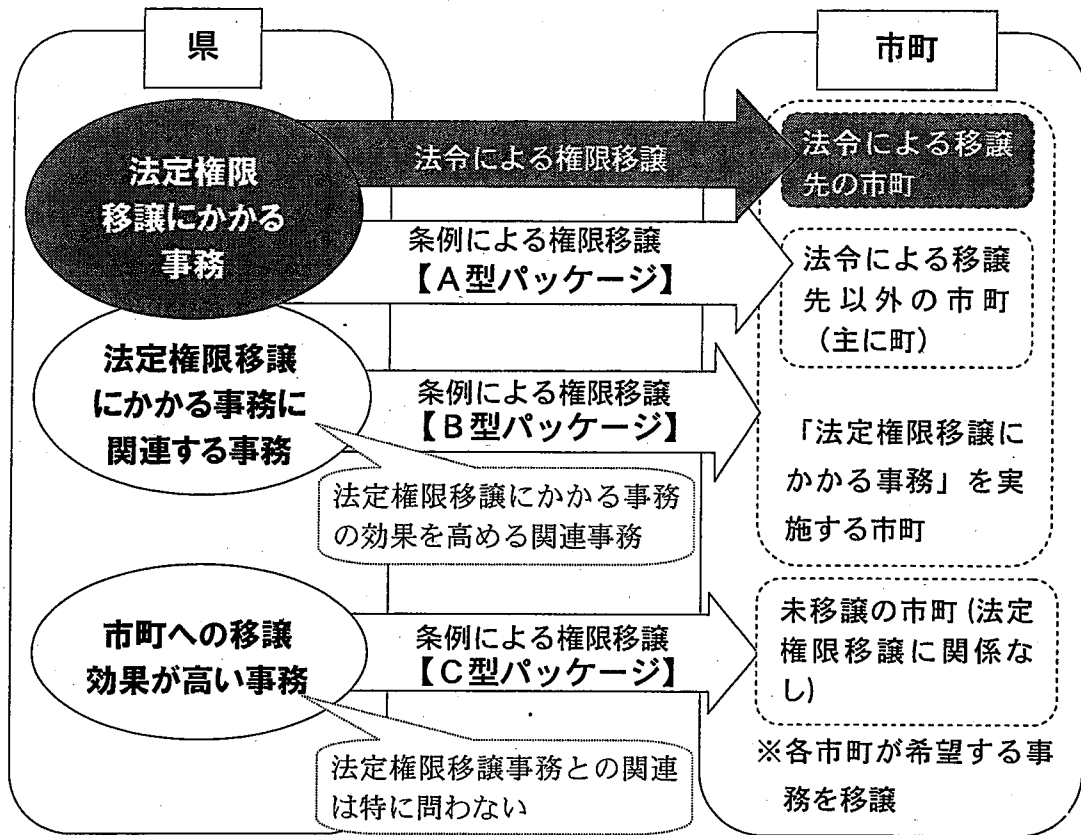
次の3種類のパッケージに再編

A型：法定権限移譲事務を、法令による移譲先以外の市町に移譲を進めるパッケージ

B型：法定権限移譲事務に関連する事務を、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めるパッケージ

C型：その他、権限移譲の効果が高い事務を、未移譲の市町に移譲を進めるパッケージ

【パッケージイメージ図】



(4) 県から市町への財政支援について (平成 24 年度当初予算案計上)

① 通常の財政措置について

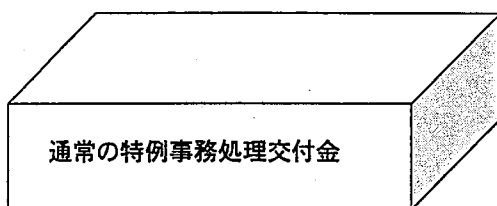
県条例による権限移譲を行った場合に毎年度交付している「特例処理事務交付金」は、市町における移譲事務の処理経費として、今後も引き続き措置していきます。

② 包括的権限移譲にかかる特別な財政支援について

今回の改定により見直しを行ったパッケージの権限移譲を特に推進するため、市町において一時的に増加するパッケージ事務の処理にかかる負担に対し、一定期間を限った特別な財政支援を行うこととします。

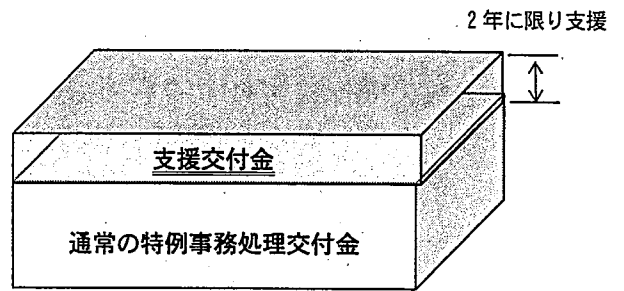
支援の具体的な内容としては、平成 23、24 年度に新たなパッケージの移譲について協議が整った市町に対し、移譲開始から 2 年間、通常の特例処理事務交付金 (人件費) に支援割合 (1 年目 50%、2 年目 25%) を乗じて算出した支援額を追加して交付することとします。

(支援のイメージ)



【個別権限移譲の場合】

地方財政法第 28 条第 1 項の規定に基づき、「事務処理特例条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を適切に行う。



【包括的権限移譲の場合】

権限移譲の「事務処理特例条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置に加え、別途、「支援交付金」を交付する。

三重県権限移譲推進方針（改定版）

1 方針改定の趣旨

本県では、平成 12 年の地方分権一括法の施行以来、地方分権型社会の実現に向け、「三重県の事務処理の特例に関する条例」を活用し、県から市町への権限移譲を進めています。

平成 17 年には「三重県権限移譲推進方針」を策定し、住民に身近な行政をできる限り基礎自治体で処理できるように、関連する一連の事務をパッケージにして移譲する“包括的権限移譲”を基本に、より一層の権限移譲の推進を図ってまいりました。

これ以降、県内でも市町村合併が進み、基礎自治体の広域化、行政体制の整備が図られ、さらに国における地方分権改革の進展により、都道府県から基礎自治体への法令による権限移譲（法定権限移譲）が実施されることとなりました。

これからの市町は、これまで以上に自主性・自立性を高め、住民サービスの向上や地域課題の解決に主体的に取り組んでいくことが求められています。

今回、こうした状況の変化を踏まえて「三重県権限移譲推進方針」を見直し、県民・市町・県にとって効果の高い権限移譲をより一層推進していくこととします。

2 権限移譲推進の基本的考え方 (県と市町の役割分担のあり方)

現在、進められている国の地方分権改革においては、国と地方の役割分担を「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本とし、中でも、住民により身近な基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付けています。

このように地方行政を取り巻く環境が変化する中で、県と市町の役割分担についても、「補完性の原則」を踏まえたうえで、市町は地域の実情に応じて、より適切な行政サービスを提供し、県は必要とされる専門性を高めるなどして、市町の実情に応じて支援し、互いに対等・協力の関係のもと、より一層の連携を強化していくことが必要です。

(権限移譲のあり方)

権限移譲は、このような役割分担に関する基本的な認識に立ちながら、住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上を目的に、県と市町双方の行政の質の向上に寄与するものでなければなりません。

また、県は、権限移譲が円滑に行われ、移譲後、市町において適切に事務が処理されるよう配慮しなければなりません。

(権限移譲推進の5原則)

県は、以上のような考え方にに基づき、次の5原則により権限移譲を推進します。

①住民の利便性向上の原則

市町との役割分担をふまえ、住民の利便性向上に資するような権限移譲を行います。

②市町優先の原則

市町において、より自主的・主体的な取組や効果的・効率的な事務執行が行えるよう、可能な限り包括的に権限移譲を進めることとします。

ただし、具体的に権限移譲を行う項目については、地域の実情を踏まえ、市町の意向を尊重して決定することとします。

③権限・財源の一体移譲の原則

権限移譲によって生じる事務処理が、市町に過度な財政負担を及ぼすことがないように、必要な財源を権限と一体で移譲します。

④事務処理体制適正化の原則

権限移譲を受ける市町の事務処理体制上必要があるときには、人的支援を行うとともに、県、市町の双方にとって効果的・効率的かつ適正な組織体制を構築します。

⑤公正・透明性の確保の原則

権限移譲にかかる県と市町の協議は、必要な書面や標準的な協議期間などを定めた手続きにより、公正で透明な手順で行います。

3 権限移譲の方法

権限移譲は、次の方法によって行うものとしします。

(1) 包括的権限移譲

権限移譲は、住民の利便性の向上や、市町における自主的・主体的な取組や効果的・効率的な事務執行が可能となるよう、関連する一連の事務をまとめて移譲する“包括的権限移譲”を基本として進めることとします。

“包括的権限移譲”は、次の内容でパッケージ化したもの（別表）をもとに、移譲を推進します。

①A型：法定権限移譲事務を、法令による移譲先以外の市町に移譲を進めるパッケージ

平成23年8月30日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第2次一括法）及びこの関係政省令により、県内の一部市町に権限移譲される事務（法定権限移譲事務）をパッケージにして、法で規定された移譲先以外の市町に移譲を進めます。

②B型：法定権限移譲事務に関連する事務を、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めるパッケージ

法定権限移譲事務に関連し、法定権限移譲の効果をより高めることとなる事務をパッケージにして、法定権限移譲事務を実施する市町に移譲を進めます。

③C型：その他、権限移譲の効果が高い事務を、未移譲の市町に移譲を進めるパッケージ

法定権限移譲との関連がない場合であっても、市町において処理することで、住民の利便性向上や市町の自主性・自立性の向上、業務の効率化等、権限移譲による効果が高い事務をパッケージにして、これまで未移譲の市町に移譲を進めます。

(2) 個別権限移譲

包括的権限移譲によらない場合で、住民の利便性や業務の効率化等の面から権限移譲を行うときは、法令等に定めのある必要な項目を個別に移譲します。

4 権限移譲に伴う支援等

市町の権限移譲にあたって、県は次の支援等を行うものとします。

(1) 権限移譲に伴う財政措置及び支援

権限移譲の際には、地方財政法第28条第1項の規定に基づき、「三重県の事務処理の特例に関する条例に基づく交付金交付要綱」に定める財政措置を適切に行います。

特に、包括的権限移譲については、専門性が高く、市町の事務負担も一時的に大きくなることから、上記の財政措置に加え、一定期間を限って財政支援を行うことができるものとします。

(2) 権限移譲に伴う人的支援

権限移譲にあたり、市町において円滑かつ適切な事務処理が可能となるように、必要に応じて県職員の派遣や市町職員の受入研修などにより人的支援を行うものとします。

なお、支援の内容については、移譲事務の処理にあたって求められる専門性の程度や県、市町の事務処理体制の状況等をふまえ、双方が協議のうえ決定するものとします。

5 権限移譲にかかる手続き等

権限移譲にあたっての協議、決定、事務引継などの手続きは、双方が合意した手順により行います。

6 推進期間

この方針に基づく推進期間は、平成23年度から平成28年度までとします。

7 その他

以上に定めのあるもののほか、この方針に基づく権限移譲の実施に関し必要な事項は別に定めます。

包括的権限移譲パッケージ一覧

(参考)

番号	分類	法令名	事務の概要	県担当部局
1	A-2-1	A型 ガス事業法(A型:販売事業者への指導)パッケージ	ガス用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災危機管理部
2	A-2-2	A型 電気用品安全法(A型:販売事業者への指導)パッケージ	電気用品の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災危機管理部
3	A-2-3	A型 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(A型:販売事業者への指導)パッケージ	液化石油ガス器具等の販売事業者からの報告徴収、立入検査、提出命令	防災危機管理部
4	A-3-1	A型 家庭用品品質表示法(A型:販売業者への指導)パッケージ	家庭用品の販売業者に対する表示等の指示、違反業者の公表、報告徴収、立入検査等	生活・文化部
5	A-3-2	A型 消費生活用製品安全法(A型:販売事業者等への指導)パッケージ	特定製品の販売事業者等からの報告徴収、立入検査、提出命令	生活・文化部
6	A-3-3	A型 社会福祉法(A型:隣保事業の届出受理)パッケージ	第二種社会福祉事業の届出受理等(隣保事業)	生活・文化部
7	A-4-1	A型 墓地、埋葬等に関する法律(A型:経営許可等)パッケージ	墓地、納骨堂及び火葬場の経営許可、立入検査、使用禁止命令等	健康福祉部
8	A-4-2	A型 社会福祉法(A型:法人定款認可等)パッケージ	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等	健康福祉部
9	A-5-1	A型 水道法(A型:専用水道にかかる給水開始の届出受理等)パッケージ	専用水道の給水開始の届出受理等	環境森林部
10	A-5-2	A型 水道法(A型:簡易専用水道にかかる指導・命令)パッケージ	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査	環境森林部
11	A-5-3	A型 騒音規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の状況の常時監視	環境森林部
12	A-5-4	A型 悪臭防止法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	環境森林部
13	A-5-5	A型 振動規制法(A型:規制地域の指定等)パッケージ	振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	環境森林部
14	A-5-6	A型 環境基本法(A型:規制地域の類型指定)パッケージ	騒音に係る環境基準の地域類型の指定(航空機騒音及び新幹線鉄道騒音に係るものを除く)	環境森林部
15	A-6-1	A型 工場立地法(A型:特定工場新設等の届出受理等)パッケージ	緑地面積率等に係る地域準則の策定、特定工場新設等の届出受理、変更命令等	農水商工部
16	A-7-1	A型 土地区画整理法(A型:建築行為の許可等)パッケージ	土地区画整理事業施行地区内の建築行為等の許可、原状回復命令等	県土整備部
17	A-7-2	A型 都市計画法(都市計画施設等の区域内の建築等の許可)パッケージ	都市計画施設区域及び市街地と開発事業施行区域内の建築の許可、都市計画事業地内の建築等の許可等	県土整備部
18	A-7-3	A型 公有地の拡大の推進に関する法律(A型:土地の譲渡等)パッケージ	土地を譲渡する場合の届出及び土地買取りの届出受理、協議を行う団体の決定等	県土整備部
19	A-7-4	A型 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(A型:建替事業の認可等)パッケージ	マンション建替組合設立の認可、個人施行のマンション建替事業の認可、監督等	県土整備部
20	B-1-1	B型 地方自治法(B型:あらたに生じた土地にかかる告示)パッケージ	あらたに生じた土地にかかる事務	政策部
21	B-5-1	B型 小規模水道条例(B型:小規模水道の布設および管理)パッケージ	小規模水道にかかる布設工事確認、報告徴収、立入検査等の事務	環境森林部
22	B-5-2	B型 三重県生活環境の保全に関する条例(B型:一般粉じんに係る指定施設の設置届出受理等)パッケージ	粉じんに係る指定施設の届出についての審査及び指導等	環境森林部
23	C-3-1	C型 旅券法(C型:旅券の交付)パッケージ	旅券法に基づく旅券の発給に関する申請の受理、旅券の交付、還付	生活・文化部
24	C-6-1	C型 農地法(C型:農地転用の許可)パッケージ	農地転用許可、移動の通知、開発行為の許可、監督処分	農水商工部
25	C-6-2	C型 農地法(C型:農地転用の協議)パッケージ	農地転用等の協議	農水商工部
26	C-7-1	C型 都市計画法(C型:開発許可)パッケージ	開発許可にかかる事務	県土整備部
27	C-7-2	C型 景観法(C型:景観行政団体)パッケージ	景観行政事務の処理	県土整備部
28	C-7-3	C型 屋外広告物条例(C型:屋外広告物の許可事務等)パッケージ	屋外広告物の表示にかかる許可事務等	県土整備部

※番号の説明

各番号の左の記号はパッケージの型、中の数字はパッケージ所管の県の担当部局別の割当て数字、右の数字は型別・県担当部局別の通し番号

VI. (地域会議) 調整会議・検討会議の開催状況 (H23 年度)

県民センター	調整会議の主なテーマ	検討会議のテーマ
桑名	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・いなべそばブランド発信について ・地域資源の魅力を発信する効果的・有効的な取組について
四日市	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・三泗地域の防災体制の強化について ・トイレマップについて ・四日市市の中核市移行について
鈴鹿	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・検討会議の進捗管理 ・「^{うま}美し国おこし・三重」の情報共有 ・知事と市町長との1対1対談に関する意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・まちかど博物館を活かしたまちづくりについて ・鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携について ・鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について ・救急医療機関の適正利用に関する啓発活動について
津	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 ・県政に対する要望 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林セラピー基地等を活かした地域づくりについて ・歴史街道等を活かした地域づくりについて
松阪	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・定住自立圏構想に係る協議、報告 ・知事と市町長との1対1対談に関する意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・超高齢化地域対策について（松阪市・山里の未来創造事業） ・定住自立圏構想の推進について
伊勢	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策について ・伊勢志摩地域の集客について
伊賀	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 ・知事と市町長との1対1対談に関する意見交換 ・県から市町への権限移譲に関する情報共有 ・「^{うま}美し国おこし・三重」の情報共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・定住自立圏構想について ・伊賀地域における防災・減災力向上について
尾鷲	<ul style="list-style-type: none"> ・地域会議の進め方 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・集落活性化支援のあり方について ・地域における防災対策について
熊野	<ul style="list-style-type: none"> ・トップ会議における地域議題選定 ・検討会議におけるテーマ選定 	<ul style="list-style-type: none"> ・熊野地域における移住・交流の推進について ・防災に関する人材の育成及び活用について

県民センター別開催状況

《桑名県民センター》

調整会議

- ・トップ会議の「地域で選定する議題」について検討を行った。
- ・検討会議のテーマについて検討を行った。

検討会議

①いなべそばブランド発信について

【取組目標】

- ・「いなべそば」を広域かつ継続的にPRするため、「そば祭り」等を開催することにより「いなべそば」の発信やブランド力強化に取り組む。

【現状及び課題】

- ・いなべ市は、そばの作付け面積が県下最大で「いなべそば」をブランド戦略品として位置づけて全国に発信しようとしているが、全国に通じるような地域ブランド力はまだない。
このため、「いなべそば」の情報発信を行い、ブランド力を強化するための取組が必要となっている。

【検討状況】

- ・「いなべそば」のブランド発信の取組について意見交換を行った。
- ・「そば祭り」の実施に向けて、有効な事業方法について検討を行った。
- ・県補助金を活用し、一層効果的な事業を展開することとした。

【今後の方針】

- ・いなべ市の「梅林公園」では毎年3月に「梅まつり」を開催し、県内外から沢山の人で賑わっているが、「梅まつり」の開催期間中に「そば祭り」を併せて開催することにより、「いなべそば」の全国発信の起爆剤とする。

②地域資源の魅力を発信する効果的・有効的な取組について

【取組目標】

(平成23年度)

- ・各市町が有する地域資源等の発信に係る取組状況の情報共有や課題の抽出を行う。

(最終目標)

- ・各市町の地域資源の魅力を発信していく効果的、有効的な手法や取組等

について研究・検討を行う。

【現状及び課題】

- ・桑員地域には、農林水産品、産地の技術、観光、伝統文化など、地域活性化を推進していくうえで「強み」となる多くの地域資源がある。また、地域資源を活用した商品開発等に積極的に取り組んでいるところである。

しかしながら、その情報発信に努めているものの、まだまだ浸透していない地域資源が少なからずあるのが現状である。

このため、今まで以上に、県内外に当地域の地域資源の魅力を伝えていく効果的・有効的な取組の研究・検討を行い、地域活性化につなげていく必要がある。

【検討状況】

- ・平成 23 年度のトップ会議や知事と市町長との 1 対 1 対談において、市町長から地域資源等の情報発信について意欲的な発言があったことも踏まえ、観光、歴史・文化、農林水産品など幅広い分野において、各市町の取組や現状について意見交換を行うとともに情報共有をはかった。
- ・年度後半からの検討会議の設置となったため、検討スケジュールについて協議を行った結果、平成 24 年度もベンチマーキングや専門家の招聘等により検討を深めていくことで合意した。

【今後の方針】

- ・第 2 回目の検討会議を 2 月に開催し、市町の課題等について意見交換を行うとともに、事例紹介や平成 24 年度の取組内容について検討を行う。

《四日市県民センター》

調整会議

- ・平成 22 年度における「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の活動状況を総括し、平成 23 年度における四日市地域会議の活動方針や検討会議の設置についての意見交換を行った。
- ・トップ会議の「地域で選定する議題」について検討を行った。

検討会議

①三泗地域の防災体制の強化について

【取組目標】

- ・三泗地域における県と市町の防災力向上をはかるため、連携体制の強化を進めつつ、防災行政上の諸課題を解決するための検討を行う。

【現状及び課題】

- ・各自治体は防災対策の要として地域防災計画を定めており、これを実際に運用するマニュアル類の整備、また、整備されている場合はより実用性の高い内容にするべく不断の検証が求められているところである。

さらに、自助共助の面においても自主防災組織・リーダー等の養成、要援護者対策など、住民と協働しつつ取り組んでいくべき課題がある。これらは課題の例示であり、防災行政においては各自治体が連携して取り組むべき多数の課題が山積している状況にある。

【検討状況】

（第1回検討会議）

- ・東日本大震災後の状況を整理し、取り扱うべき議題について検討を行った。

議題としては、発災頻度の高い風水害へ焦点を絞り、発災時において各市町の災害対策本部が効果的に連携し、より高度な対応を取ることができるよう、特に運用面での課題解決をめざす。

また、具体的な作業として、当面は各対応マニュアルの研究を中心に、発災時における各本部の対応状況を参加者全員が共有しつつ、現状の運用についての良否を検証し、より効果的な運用についての模索等を行っていく。

（第2回検討会議）

- ・マニュアル作成を進めるためのスキームを整理した。三重郡3町については風水害対応を対象とするマニュアルを作成する。

（第3回検討会議）

- ・マニュアル作成のノウハウを学ぶため、(財)消防科学総合センターの職員を招き、講演会を開催した。

（第4回検討会議）

- ・マニュアルを運営する上で重要な判断基準となる避難判断水位について、県河川・砂防室の職員を招き、勉強会を開催した。

（第5回検討会議）

- ・マニュアル作成、運用のノウハウを学ぶため、(財)河川情報センターの職員を招き、意見交換会を開催した。

(第6回検討会議)

- ・第4回検討会議に引き続き、避難判断水位に関する勉強会と土砂災害警戒情報に関する勉強会を開催した。

(第7回検討会議)

- ・朝日町、川越町のマニュアル構成案について意見交換を行った。

【今後の方針】

- ・引き続き、マニュアルの整備に向けた検討を進める。

②トイレマップについて

【取組目標】

- ・四日市地域の1市3町において、公共施設等における多機能トイレ等の情報を整理し、インターネット等で発信することにより、障がい者や高齢者、子育て世代等にとって快適に生活できるまちづくりを進める。
また、観光客等の来訪者にとって当地域が訪れやすい地域であるというイメージアップにも結びつけ、地域内の観光振興につなげていく。

【現状及び課題】

- ・県・市町の現状を知るため、現段階でどの程度の情報を持っているか情報共有を行う必要がある。
また、既存情報とは別に新情報をどのように調査し、それらを効果的に活用していく手法について検討していく必要がある。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・県、市町の担当者間で現在把握している多機能トイレ等の情報交換を行った。また、参画メンバー、役割分担を明確にした上で新情報の調査方法について検討を行った。

(第2回検討会議)

- ・トイレ情報の発信にあたっての諸課題を整理し、対処方法等について検討を行った。
- ・トイレ情報の発信に係る情報収集のため、書面による先進事例調査を実施することを決定し、調査内容について検討を行った。
- ・トイレ情報の発信に係る啓発イベントの実施について検討を行った。

・【今後の方針】

- ・引き続き、情報収集に努めつつ、啓発イベントの実施に向けた諸調整を行

う。

③四日市市の中核市移行について

【取組目標】

- ・中核市への移行に伴う諸課題を県と市の関係部局が共有し、今後の移行手続を円滑に進めるとともに、さまざまな影響があると想定される三泗地域の各町とも情報共有を行う。

【現状及び課題】

- ・四日市市の中核市移行にあたっては、産業廃棄物問題が当面の課題となっており、解決に向けて三者協議（地元代表・学識・行政）、調査等が続けられている。

また、移行に係る事務移譲等の諸手続きについて、県と市の関係部局が、地域主権改革の動向に注視しつつ課題等を共有し準備を進めていく必要がある。

さらに、移行により三泗地域の各町もさまざまな影響があると想定されることから、三泗地域としての情報共有を進める必要がある。

【検討状況】

（第1回検討会議）

- ・会議の方向性について意見交換を行った。具体的には、中核市移行において最大の懸案事項となっている「大矢知・平津産業廃棄物不適切処理事案」について、平成23年11月23日に三重県と大矢知地区連合自治会及び八郷地区連合自治会の間で実施協定書の調印が行われるなど、解決に向けた流れができつつある。

また、中核市移行に係る事務的な協議を県市町行財政室と四日市市において進める時期に至りつつあることから、これまで導入的に中核市移行に係る諸課題を研究する役割を担っていた検討会議の必要性が薄れているという見解で一致した。

【今後の方針】

- ・検討会議を休止し、必要に応じて開催することとする。

《鈴鹿県民センター》

調整会議

（第1回）

- ・トップ会議における「地域で選定する議題」の抽出方法等に関する意見交換を行った。
- ・検討会議のテーマの継続と進め方を確認した。
- ・「^{うま}美し国おこし・三重」の鈴鹿市・亀山市の取組に関する情報共有を行った。

(第2回)

- ・新たな検討会議の立ち上げについて議論した。
- ・知事と市町長との1対1対談について意見交換を行った。
- ・「^{うま}美し国おこし・三重」の鈴鹿市・亀山市の取組に関する情報共有を行った。

検討会議

①まちかど博物館を活かしたまちづくりについて

【取組目標】

(平成23年度の目標)

- ・住民主体のイベント開催を支援する。
- ・地区間の枠を超えた広域的な合同イベントを開催する。
- ・鈴鹿と亀山に分かれて互いのまちかど博物館を見学する機会を支援する。

(中長期的な目標)

- ・「鈴鹿亀山地域まちかど博物館連絡協議会(仮称)」を設置する。

【現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域では、県内の他地域よりも遅れて住民主体によるまちかど博物館を活かしたまちづくりの取組が始まったことから、地域住民への周知・啓発や支援を推進していく必要がある。過去2年間にわたり、まちかど博物館を増やし、住民主体のイベントに関わってきた。

その結果、地域のイベントにまちかど博物館として関わる機会が増え、さらに、平成22年度は、鈴鹿亀山まちかど博物館合同展示会を初めて開催した。

今後は、館長や地域サポーター、自治体職員の交流を推進し、より広域的な展開と連携をはかっていく。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・「鈴鹿亀山まちかど博物館互見学バスツアー事業」の開催に向けて、事業内容を協議した。

(第2回検討会議)

- ・平成23年10月29日(土)に、第1回鈴鹿亀山まちかど博物館互見学バ

ツアー「亀山編」を開催した。鈴鹿まちかど博物館関係者とともに、亀山及び関地区のまちかど博物館を見学したり、交流会に参加することで、関係者間の交流をはかった。

(第3回検討会議)

- ・平成23年12月4日(日)に、第2回鈴鹿亀山まちかど博物館互見学バスツアー「鈴鹿編」を開催した。亀山まちかど博物館関係者とともに、石薬師、神戸及び白子地区のまちかど博物館を見学したり、交流会に参加することで、関係者間の交流をはかった。

(第4回検討会議)

- ・平成24年1月21日及び22日にわたり、「鈴鹿まちかど博物館 in ハンター」を開催した。鈴鹿市内にある商業施設「鈴鹿ハンター」にて、鈴鹿及び亀山まちかど博物館がコレクションを持ち寄り、合同で展示会を行うことで、県民へのPRを行うとともに、関係者間の交流を深めた。

【今後の方針】

- ・引き続き、まちかど博物館館長や地域サポーター、自治体職員の交流機会を創出し、ネットワーク強化をはかり、組織化をめざす。

②鈴鹿亀山地域における文化財の保存・活用に向けた連携について

【取組目標】

- ・災害時の文化財保存やその他の文化財保存に関するテーマについて勉強会を開催する。

【現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域は、日本の古代、中世、近世、近代における重要で貴重な歴史文化遺産に恵まれていて、これらの中には、市域を越えて相互に関連し、時代背景を同じくするものが多く存在する。

歴史文化遺産を鈴鹿亀山地域の全域で一体的に捉えていくための周知・啓発を進めることで、住民の認知度を高め、広域的な歴史文化遺産の保存・活用に向けた取組を一層推進していくことが必要となっている。

平成22年度は、「災害時の文化財の保存」をテーマに勉強会を開催して、職員の危機意識の向上をはかった。

今後は、東日本大震災の発生もあったことから、災害時の文化財保存について学ぶ機会をさらに創出していくことで、文化財の保存に関する意識の向上をはかっていく。

【検討状況】

(第1回及び第2回検討会議)

- ・平成23年度鈴鹿亀山地域第2回勉強会「文化財レスキュー活動から見えた行政の役割とは」の開催に向けて企画内容を協議した。
- ・第2回勉強会「文化財レスキュー活動から見えた行政の役割とは」と題し、平成23年8月12日に鈴鹿庁舎で亀山市文化部まちなみ文化財室、嶋村明彦室長を講師として勉強会を開催した。東日本大震災の被災地で文化財レスキューとして活動した経験から、地震災害時における文化財復旧に係る行政の役割を学んだ。

【今後の方針】

- ・今後起こりうる大地震に対する文化財被害の減災に向けて、災害時の文化財保存についての勉強会を重ね、備えと連携を進める。
- ・鈴鹿亀山地域の歴史文化遺産が貴重な資源として地域住民により一層認知されるよう、地域の関係機関が連携し、活用・啓発等の実施方法を検討していく。

③鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について

【取組目標】

- ・各種支援制度を活用して、鈴鹿亀山地域の情報発信または物産振興取組を行う。
- ・新たなツールによる効果的な情報発信に関する検討を行う。

【現状及び課題】

- ・鈴鹿亀山地域は、製造業や農業が盛んであるとともに、豊かな自然や歴史・文化・観光など多くの資源に恵まれており、こうした地域資源を生かした活力あるまちづくりを推進していくには、鈴鹿亀山地域が一体となって豊富な資源や魅力を県内外に対して一層積極的に発信していくことが望まれる。

そのため、市や住民等が主体のさまざまな特色ある取組に対して、主体性と継続性を尊重した連携可能な方策を検討していく。

また、平成22年度は、鈴鹿F1日本グランプリ地域活性化協議会によるF1開催時に合わせた物産振興及び情報発信について支援を行った。

今後も、観光資源を生かした地域の主体的な物産振興や情報発信に関する取組を進めていく必要がある。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・鈴鹿F1日本グランプリの機会を活用した物産振興及びツイッターを活用

した情報発信の検討を行った。

(第2回及び第3回検討会議)

- ・大黒屋光太夫の知名度を活用した文化発信や地域活性化をめざし、官民で協働して進める「光太夫ネットワーク事業」に対する事業展開及び支援策について検討を行った。

【今後の方針】

- ・市主体のイベントに対して、各種支援制度の活用を含め、情報発信や物産振興取組の推進を検討する。

④救急医療機関の適正利用に関する啓発活動について

【取組目標】

- ・圏域住民に対する効果的な啓発方法を検討し、啓発活動を実施・展開する。

【現状及び課題】

- ・救急医療体制崩壊の懸念は、全国的な課題であるが当該地域も例外ではない。救急医療機関への患者数が減少傾向にない中、軽症患者の受診者数の増大は医師の疲弊へつながり、医療崩壊の一端と言われている。
- ・そのため『かかりつけ医』を持つことや『コンビニ受診』を控えることを目的とする啓発活動は、医療体制維持のために重要な取組とされている。
- ・現在、鈴鹿亀山地区広域連合でも取組を進めているが、医療体制維持は圏域の大きな課題であるため、県と市が協働し、救急医療機関の適正利用を進める啓発活動に取り組む必要がある。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・救急医療機関の現状、医療従事者の過酷な勤務実態、救急搬送の現状などを映像で紹介し、日頃からかかりつけ医を持つことや、診療時間内の受診を促す内容のDVDの作成に向けた検討を行った。

【今後の方針】

- ・圏域住民への啓発に効果的なDVDを作成し、DVDを積極的に利用した啓発活動の展開策を検討する。

《津県民センター》

調整会議

- ・トップ会議の「地域で選定する議題」について検討を行った。
- ・地域会議の進め方について意見交換を行うとともに検討会議のテーマを決定した。
- ・津市が行う県政要望の内容について、要望項目を所管する市の各部長等と県の関係事務所長が意見交換を実施した。

検討会議

①森林セラピー基地等を活かした地域づくりについて

【取組目標】

- ・津市における森林セラピー等の地域資源を活用した地域づくりの取組について、県と市が連携して情報を共有するとともに意見交換等を行う。
- ・平成23年度は、津市として美杉地域に加えて白山地域にも森林セラピー事業を進めることとしていることから、同事業について検討を行うとともに、平成22年度までの移住・交流等の取組についても引き続き取り組む。

【現状及び課題】

- ・津市では、森林をはじめとする自然や歴史資産等の地域資源を活用した地域の活性化に取り組んでおり、平成21年度からは美杉地域において森林セラピー基地をオープンするとともに、手軽なスポーツであるノルディックウォーキングを導入し、基地利用者の健康増進と交流人口の拡大をはかっている。

平成23年度からは、白山地域でも森林セラピーの取組を進めることとしており、過疎地域を含む中山間地域のこうした取組が効果的に実施されるよう検討していく必要がある。

【検討状況】

- ・白山地域におけるセラピーロードの整備について、県補助金の活用を検討した。
- ・美杉地域における移住・交流を進めるため、津市は森林セラピーの取組とともに、空き家情報バンクの活性化や空き家を活用した移住・交流促進拠点施設の運営を検討していることから、施設のオープニングイベント等について県補助金の活用を検討した。

【今後の方針】

- ・引き続き、県と津市の担当部署の職員がそれぞれの取組について情報を共有するとともに、地域資源を活用した地域づくりの取組や移住・交流等の取組について検討を行う。

②歴史街道等を活かした地域づくりについて

【取組目標】

- ・津地域における歴史街道等を活かした地域づくりについて、県と市が情報を共有するとともに意見交換等を行う。

平成 23 年度は、津市が実施する歴史健康ウォーク事業や地域の魅力を発信するボランティアガイド団体の育成・支援事業について連携して取り組む。

【現状及び課題】

- ・津市では、地域の歴史街道等を活かした地域づくりの取組として、平成 20 年度から歴史街道ウォークを実施しており、平成 23 年度からは、歴史だけでなく、観光・物産、自然等の再発見や参加者の健康増進、交流人口の拡大等を目的とした歴史健康ウォークを実施し、地域の活性化をはかっている。

また、地域の魅力を発信するボランティアガイドの育成支援にも取り組んでおり、これらの取組が効果的に実施されるよう検討していく必要がある。

【検討状況】

- ・津市が実施する歴史健康ウォークについては、津県民センターも実行委員会に参加するなど連携して取り組んだ。
- ・県民センターが、歴史講演会やボランティアガイド研修会等を行うことにより、ガイド団体の育成支援に取り組んだ。
- ・津市はガイド団体のネットワーク化を検討しており、県と市が連携した取組方法について検討している。

【今後の方針】

- ・引き続き、県と津市の担当部署の職員がそれぞれの取組について情報を共有するとともに、歴史街道等を活かした地域づくりや効果的なボランティアガイドの育成支援について検討を行う。

《松阪県民センター》

調整会議

(第 1 回)

- ・第 2 回トップ会議の実施に関する協議、意見交換を行うとともに、地域議題の選定を行った。

- ・知事と市町長との1対1対談の持ち方について、各市町と意見交換を行った。
- ・第1回トップ会議の開催結果を受け、定住自立圏構想の推進に係る市町間連携事項の一つとして、観光に関する協議を行った。その結果、市町職員向け着地型観光に関する研修会を開催することを決定した。

(第2回)

- ・定住自立圏構想に係る松阪市の中心市宣言について、松阪市からの状況報告、周辺3町から町議会との調整状況の報告を行い、最終調整を行った。
- ・着地型観光に係る市町職員研修会の実施素案を各市町に説明し、了解を得た。
- ・トップ会議のあり方に関して、各市町と意見交換を行った。

(第3回)

- ・平成23年11月21日に開催した「着地型観光に関する市町職員研修会」の参加者アンケート結果の報告を行い、今後の取組に関する検討を行った。
- ・定住自立圏構想に関する協定項目について、各市町間での調整、確認を行い、最終案を確定した。

検討会議

①超高齢化地域対策について（松阪市・山里の未来創造事業）

【取組目標】

- ・松阪市の過疎や辺地地域の地域住民が主体となった活性化振興策の展開を最終目標として、地域住民との協働を基軸に3か年で順次展開する。
- ・3年目となる平成23年度は、地域住民等から構成される「山里未来研究会」が平成23年4月に松阪市長に提出した中間報告書をもとに今後の具体的な活動を検討・展開し、成果に結びつけていく。

【現状及び課題】

- ・持続可能な地域振興策をはかるには、行政主導の施策展開から脱却し、地域住民が主役となって、主体的に振興策を進める必要がある。

しかし、過疎化等が進む中で地域づくりの担い手は限られているとともに、後継者不足と現在の担い手の高齢化などが現実的になりつつあり、地域住民にとっては不安とともに負担感を感じている。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・平成22年度は19名だった地域出身の民間研究員に、新たに2名が加わり、平成22年度の旧飯南郡の櫛田川グループと松阪市宇気郷地区のやまゆり

グループの2グループ（分科会）で各グループの会長、副会長を選出した。

- ・平成22年度の研究に関する中間報告書に基づき、各グループで平成23年度の取組テーマの設定について検討を行った。

（第2回検討会議）

- ・平成23年度の研究テーマの設定と活動に関する協議を行った。
- ・各グループはそれぞれの地域性を考慮して、グループごとの取組を確認した。

（第3回検討会議）

- ・第2回検討会議の協議の継続と、一部事業への着手を協議した。
- ・櫛田川グループは「山里応援プログラム・田舎暮らし体験」を実施することとなった。
- ・やまゆりグループは、地域の広報用ツールとして、「イベントカレンダー・ウォーキングマップ」を作成することとなった。

（第4回検討会議）

- ・平成23年9月15日に実施した「山里応援プログラム・田舎暮らし体験」の反省と、今後の展開方法について検討を行った。
- ・山里未来研究会が主催する「山里の未来フォーラム」の骨子について検討を行った。

（第5回検討会議）

- ・櫛田川グループ、やまゆりグループのそれぞれが、今後の活動方向について議論を深めた。
- ・「山里の未来フォーラム」の概要が確定し、開催に向けた準備委員会を立ち上げた。

（第6回検討会議）

- ・山里応援プログラムを進めるための仕組みづくりや体制を整える方法について検討を行った。
- ・地域資源の再発掘方法と地域イベントの整理に関する議論を行った。
- ・平成24年度以降、松阪市が山里未来研究会に対する支援や関与を行わないとする市の方針が表明された。

【今後の方針】

- ・民間研究員の活動状況に応じた助言と活動の具体的手法を案内していく。
- ・民間研究員が、行政から独立した活動を継続する方法について模索していく。

②定住自立圏構想の推進について

【取組目標】

- ・定住自立圏構想の推進として、協定締結のために必要な準備、調整、検討を進めていく。
- ・協定締結後の共生ビジョン策定に向けた準備を進めていく。

【現状及び課題】

- ・平成23年10月11日に、松阪市が中心市宣言を行った。
- ・平成24年3月27日の協定締結に向けて、連携する具体的な取組の検討と調整を進めている。

【検討状況】

（第1回検討会議）

- ・定住自立圏構想の推進に向けて、各市町の事業の事務担当者を対象とした定住圏構想に関する研修会を開催した。

（第2回検討会議）

- ・中心市宣言後の連携項目等の市町間協議を進めるため、連携が想定される政策分野の担当課ごとに分科会を立ち上げることが松阪市から提案され、今後、速やかに協議していくこととなった。

（第3回検討会議）

- ・協定締結に向けた連携項目を確認した。
- ・協定締結に向けて市町間で具体的な事務を確認した。
- ・共生ビジョン懇談会委員の人選について検討を行った。
- ・定住自立圏構想の成果の一つとなる新規ソフト事業について検討を行った。

【今後の方針】

- ・平成24年3月27日の協定締結が円滑に進むように事務の進捗管理を行う。
- ・定住自立圏構想が、地域住民に寄与する方策を検討していく。
- ・共生ビジョン策定に向けた市町間の事業連携等の助言を行っていく。

《伊勢県民センター》

調整会議

- ・調整会議の進め方について協議を行った。

- ・検討会議を「人口減少対策」、「伊勢志摩地域の集客」の2テーマで設置することを決定し、今後の進め方について協議を行った。
- ・トップ会議における「地域で選定する議題」について協議を行った。

検討会議

①人口減少対策について

【取組目標】

- ・今後もますます進むと推測される人口減少を地域の共通課題と捉え、既に実施している事業についてはより有効的に取り組める手法を検討するとともに、他市町の取組事例を参考にしながら、それぞれの地域に合った人口減少対策について検討する。

【現状及び課題】

- ・伊勢志摩地域では人口減少がさらに進むことが予測されている中、人口減少・少子化対策の一環として、鳥羽市と南伊勢町では以前から地元男性と都市女性との出会い交流事業を実施しているが、毎年、地元男性の応募が少ないことが課題となっている。

このため、鳥羽市の男性も南伊勢町で行う事業に参加できるようにするなど、新たな取組を実施し、地元男性の応募促進をはかっていく必要がある。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・鳥羽市と南伊勢町の平成23年度の出会い交流事業について、情報共有を行った。
- ・県補助金の活用について、情報共有を行った。

(第2回検討会議)

- ・鳥羽市と南伊勢町の平成23年度の出会い交流事業について、現在までの取組状況を共有した。
- ・空き家活用事業について、情報共有を行った。

(第3回検討会議)

- ・鳥羽市と南伊勢町の平成23年度の出会い交流事業の結果について、情報共有を行った。

(両市町で連携したことにより、円滑に参加者面接が実施でき、また、鳥羽市からは南伊勢町の事業へ参加しカップルも成立するなど両市町にとって有益であった。)

- ・平成24年度の出会い交流事業について、平成23年度の成果を踏まえて継続して事業

を実施することの確認を行った。

【今後の方針】

- ・平成23年度の事業結果を踏まえ、地域拡大に向けての検証を行い、それぞれの市町の実情にあった有益で、実効性のある新たな手法について検討していく。

②伊勢志摩地域の集客について

【取組目標】

- ・平成23年10月22日に開催される全国サイクリング大会を活用して、多くの観光客に伊勢志摩地域の魅力をアピールすることにより、観光振興につなげる。

また、今回の取組で得たノウハウを、今後の大きなイベント等で生かし、伊勢志摩地域の活性化をはかる。

【現状及び課題】

- ・伊勢志摩地域では、数多くの世界的または全国的なイベントが開催されるが、イベントの参加者や応援者はイベント期間中、会場への往復だけで、終了後も伊勢志摩地域の魅力に触れることなく直ぐに帰宅することが多いことから、当地域の魅力をよりよく知ってもらい、好きになってもらうことでリピーターとして再度訪れてもらうことにより地域の活性化に結びつけていく必要がある。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・全国サイクリング大会の開催について、主催者を招き情報共有を行った。

(第2回検討会議)

- ・全国サイクリング大会における各市町の取組について検討を行った。

(第3回検討会議)

- ・全国サイクリング大会における各市町の取組について検討を行った。

(第4回検討会議)

- ・全国サイクリング大会における各市町の取組について、最終調整を行った。
- ・全国サイクリング大会における物販及び啓発会場の下見を実施した。

(第5回検討会議)

- ・全国サイクリング大会の開催について、結果報告を行った。

(当初予定していた 1,000 人規模から 500 人規模に縮小されての開催であったが、検討会議が取り組んだ物産展に対して、何件かのお礼のメールをいただくなどの反響もあり事業の取組成果があった。)

【今後の方針】

- ・今後も大規模なイベントの開催機会を捉え、伊勢志摩の豊かな自然や歴史的な文化資産、食文化等、当地域の魅力を十分にアピールすることで来訪者が当地域に好印象を抱くことにより、リピーターとなって繰り返し何度も訪れてもらえることで、地域活性化へ結びつけていく。

《伊賀県民センター》

調整会議

(第1回)

- ・平成 22 年度の検討会議における活動状況について総括を行った。
- ・平成 23 年度の検討会議のテーマとして、「定住自立圏構想について」を継続して検討していくことを決定するとともに、新たなテーマに関する意見交換を行った。
- ・トップ会議、知事と市町長との 1 対 1 対談に関する意見交換を行った。

(第2回)

- ・平成 23 年度の新規の検討会議として、「伊賀地域における防災・減災力向上について」をテーマとして設置することを決定し、現在の状況について確認した。
- ・トップ会議における「地域で選定する議題」について検討を行った。
- ・知事と市町長との 1 対 1 対談に関する協議を行った。

(第3回)

- ・県から市町への権限移譲に関する情報共有を行った。
- ・「^{うま}美し国おこし・三重」の取組に関する情報共有を行った。

検討会議

①定住自立圏構想について

【取組目標】

(平成 23 年度)

- ・中心市宣言に向けての連携項目や課題等について、医療分野の課題解決状況も見据えながら、引き続き情報共有及び検討を行う。

(最終目標)

- ・伊賀管内の名張市、伊賀市が、定住自立圏構想に基づく圏域として伊賀圏域を形成する。

【現状及び課題】

- ・定住自立圏構想について、伊賀圏域では伊賀市を中心市、名張市を周辺市とした枠組みでの圏域形成をはかることが平成21年度の検討会議の取組を通じて合意された。

しかし、定住自立圏構想の中心的な取組である医療分野について、伊賀地域における課題解決が先決とのことから、その進捗状況を踏まえながら取組を進める必要がある。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・医療分野における各市の取組状況を中心とした意見交換を行うとともに、国の動きについての情報共有を行った。

(第2回検討会議)

- ・定住自立圏構想の主要連携項目である、医療分野の救急医療体制に関する意見交換を行った。
- ・定住自立圏形成に向けて、その機運を醸成していく取組の必要性を確認した。

(第3回検討会議)

- ・中心市宣言を行った松阪市の取組状況について、情報共有をはかるとともに、伊賀地域における今後の取組について検討を行った。

【今後の方針】

- ・定住自立圏形成に向けての作業や課題について、情報共有や検討を行っていく。
- また、先進事例について情報収集を行っていく。

②伊賀地域における防災・減災力向上について

【取組目標】

(平成23年度)

- ・洪水・土砂災害警戒ハザードマップの整備や、迅速かつ的確な避難行動のための基盤整備を促進するとともに、災害時において後方支援活動を実施している先進地事例についての情報共有や課題等の検討を行う。

(最終目標)

- ・ 自助、共助による地域防災・減災力の向上を推進するため、伊賀地域住民の防災意識向上をはかる取組や地域の避難体制整備等を通じ、災害に強い地域づくりをめざす。
また、被災時における公助の取組の一環として、後方支援体制のあり方について検討を行い、災害時における支え合いの仕組みづくりにつなげる。

【現状及び課題】

- ・ 東日本大震災の発生や近年の風水害を契機として、地域防災・減災力の向上をはかるためには、地域住民の防災意識の向上や平素からの住民が主体となった防災活動の取組が重要であり、また、災害時における避難支援の迅速性が求められている。

このため、伊賀地域においても、洪水・土砂災害警戒ハザードマップを活用した住民への啓発の取組が始まっているが、ハザードマップの早期整備とともに、ハザードマップを活用した地域づくり、住民の教育・訓練及び避難対策の推進が必要となってきた。

また、伊賀地域は、発生が予想される東海・東南海・南海地震による災害時には、県内被災地の後方支援拠点としての役割が期待されており、伊賀地域における支援体制のあり方について、検討が求められている。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・ 今後の検討会議の進め方について検討を行った。
- ・ 避難体制の整備をはかるため、県補助金を活用して事業を促進していくことを確認した。
- ・ 災害時後方支援体制のあり方について、先進地事例の研究を行った。

(第2回検討会議)

- ・ 三重大学大学院工学研究科川口准教授を講師として招き、災害時の避難体制構築に関する勉強会を開催し、避難勧告等の発令・伝達における地域住民と協働した取組の重要性を認識した。

【今後の方針】

- ・ 災害時における避難勧告等の発令、伝達マニュアルの作成に向け、引き続き、先進地事例等の情報共有や検討を行っていく。
- ・ 洪水・土砂災害警戒ハザードマップの早期整備をはかる。

《尾鷲県民センター》

調整会議

- ・平成 23 年度の地域会議の進め方について調整を行った。
- ・「集落活性化支援のあり方について」と「地域における防災対策について」をテーマとした検討会議の設置を決定した。

検討会議

①集落活性化支援のあり方について

【取組目標】

- ・各市町の集落活性化支援のあり方について検討し、地域の実情にあった集落活性化施策の展開方法を提案する。

【現状及び課題】

- ・過疎地域においては、人口減少や少子高齢化の進展に伴い、行政が「コミュニティの再生」を支援することが重要なテーマとなっている。
こうした中、国では「地域おこし協力隊」や「集落支援員」「田舎で働き隊」などの集落への人的支援施策が展開され、また三重県でも「中山間地域等における中間支援業務のあり方検討事業」や「きっかけづくり事業」など、住民主体の集落活性化支援事業が実施されてきたところである。
市町では、これらさまざまな施策を効果的に活用するとともに、地域の実情に合った集落活性化事業を実施していく必要がある。

【検討状況】

(第 1 回検討会議)

- ・取組 2 年目であるため、集落活性化施策の展開方法を提案することを最終目標とし、先進的な取組を実施している地域への視察を実施する。

(施策勉強会)

- ・京都府における「ふるさと共援事業」の聞き取り・意見交換を実施した。

【今後の方針】

- ・管内で活動中の地域おこし協力隊員等との意見交換を行い、地域の現状、課題等を把握することにより、今後の集落活性化事業を効果的に実施できるよう検討を行う。

②地域における防災対策について

【取組目標】

(平成 23 年度)

- ・管内市町の各地域における津波対策に係る課題の確認。

(最終目標)

- ・避難訓練の検討、充実等をはかり、津波災害による犠牲者ゼロをめざす。

【現状及び課題】

- ・各市町の自主防災組織においては、毎年、各種防災訓練等を実施しているが、東日本大震災での被害から、津波災害において最も効果的な対策は、高所への速やかな避難であることが再認識されたところである。

しかし、東北地方沿岸部と同様に当地域は海抜が低い地区が多く、また高齢者の方も多く居住しており、避難経路、避難場所確保等の問題は山積している。

また、各地区においても地域住民による避難路整備等が実施されており、それらに伴う課題の認識及び地域での継続した避難訓練等を実施し、住民主体の防災体制の強化をはかることにより、津波による人的被害の軽減につなげる必要がある。

【検討状況】

(第 1 回検討会議)

- ・取組内容として、①各地域における訓練実施状況及び内容の確認、②各地域における避難に係る課題及び現地確認、③自主防災リーダー等の視察研修を実施し、先進地域の現状を把握していくこととした。

(視察研修)

- ・自主防災リーダー等を対象に、今後の津波対策における課題抽出のきっかけづくりとして、和歌山県の「稲むらの火の館」防災教育センターの視察を実施した。

【今後の方針】

- ・管内各地域の避難路、避難タワーの確認や避難訓練の実施状況等を確認し、津波避難対策における課題の抽出を行っていく。

《熊野県民センター》

調整会議

- ・平成 23 年度設置の検討会議について、「熊野地域における移住・交流の推進」

及び「防災に関する人材の育成及び活用」の2つの議題について引き続き検討を行うことで合意し、検討方法についての了承を得た。

- ・トップ会議における「地域で選定する議題」について検討を行い、「防災対策の推進」及び「高速道路の延伸に伴う今後の地域づくり」について意見交換を行うことで、合意した。
- ・トップ会議の「地域で選定する議題」に、紀伊半島大水害を受けての意見交換を追加することで合意した。

検討会議

①熊野地域における移住・交流の推進について

【取組目標】

(平成 23 年度)

- ・熊野地域で移住・交流事業を推進する上での課題を解決するため、平成 22 年度に課題ごとに整理した先進地の取組事例等を参考に、都市部住民との交流をめざす熊野市西山地区の地域おこし協力隊等とも連携しながら、管内の各市町で取組が進んでいる地区をモデルとして抽出し、地区における課題に対して、空き家の情報発信手段等、具体的な支援方法等の検討を行う。

(最終目標)

- ・住民等との交流や産業・居住体験などを通じて、地域の担い手となれる人材が過疎地域に移住し、住民と協働しながら、熊野地域の地域づくりが進み、活性化がはかられている。

【現状及び課題】

- ・熊野地域は、地理的な条件もあり、地域経済が低迷しており、就労の場が少ないことから、若年層の流出や過疎・高齢化が進行するなど、地域の活力が低下している。

また、都市圏住民等との移住・交流を一層推進するためにも、各市町の取組状況を情報共有しながら、課題に対する実現可能な施策について検討を行う必要がある。

そこで、地域における移住・交流事業を進めるにあたって、平成 21 年度に4つの課題（①滞在用空き家などの整備を含めた受け入れ体制の整備、②地域の特性に応じた移住・定住に向けた魅力ある体験・交流メニューの整理、③熊野地域への移住に対する戦略的な情報発信、④移住・交流事業がもたらす地域への経済効果等の把握）に整理を行い、過去2年間においては①と④に注力して検討を行ってきた。今後、②と③についても取組を進めていく必要がある。

具体的には、②については、熊野市西山地区の地域おこし協力隊と連携を進めながら体験メニューの整理を行ったり、③については、移住交流ポータルサイトの効果的な活用や、ふるさと回帰フェア等での情報発信支援などを強化していくことなどが考えられる。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・平成23年度の検討方法について確認し、平成22年度に整理した課題等の解決策を検討するため、各市町のモデル地区の抽出及び取組手法や先進地ベンチマーキング案の検討を行った。

(第2回検討会議)

- ・紀伊半島大水害により、第2回会議が大幅に遅れることになったが、集落を維持していくために、それぞれ性格が異なる地区に対して、どのような制度を作っていけばうまくいくのか、地域としてどのような条件が揃っていれば取組が持続していくのかを整理するため、熊野市の地域おこし協力隊を訪問し、活動をしている地域において意見交換を行うことで合意した。

(第3回検討会議)

- ・平成24年1月30日に検討会議メンバーで、熊野市西山地区で活動する地域おこし協力隊のところへ行き、意見交換を行う。

【今後の方針】

- ・熊野地域の実情に即した施策について、既に市町で実施しているものの検証も含め、各課題について個々に取り組むとともに、それぞれの課題を有機的に結びつけながら、有効な進め方を検討していく。

また、熊野市の地域おこし協力隊が活動している地域や御浜町の中山間地域では、集落の空き家等を活用し、地域の担い手を確保していきたいという機運が高まっており、今後取組が進むことにより、地域における戦略的な情報発信や、魅力的な体験・交流メニューの創出につなげていく。

②防災に関する人材の育成及び活用について

【取組目標】

(平成23年度)

- ・自主防災組織等の防災に関する人材の育成に向けて、県の実施する自主防災組織活性化促進事業や三重大学自然災害対策室等の支援制度にも留意しつつ、検討会議で整理した取組方策の実施に向けて県と市町が連携しながら近隣自主防災組織の交流会実施などについての具体的な検討を

行う。

(最終目標)

- ・県と市町が協働して防災に関する人材の育成及び活用を行い、地域住民による地域自らの防災活動を促進させることにより、地域防災力を向上させる。

【現状及び課題】

- ・当地域は、大地震が発生した際、津波の被害や道路寸断により外部からの応援が困難となり、孤立化が懸念されていることから、他地域と比較して地域自らの防災活動がより重要となる。
そのため、地域住民を主体とした自主防災組織や地域の防災活動に自主的に参画する人材の育成とともに、地域でより活動しやすい環境整備を進めていく必要がある。

【検討状況】

(第1回検討会議)

- ・平成23年度の検討方法や取組方針を確認するとともに、県地震対策室より自主防災組織活性化促進事業等の防災に関する人材育成への補助事業内容について説明や意見交換を行った。

(第2回検討会議)

- ・前回の検討会議を踏まえ、平成23年度を取組内容として、①行政職員向け防災研修、②熊野地区自主防災組織交流会～三重県自主防災組織リーダー研修(熊野地区)～の実施を決定し、実施内容の詳細について各市町と協議を行った。

【今後の方針】

- ・行政職員向け防災研修と熊野地区自主防災組織交流会～三重県自主防災組織リーダー研修(熊野地区)～を実施するとともに、実施後には評価及び振り返りを行い、取組方法や実施内容を精査する。
また、平成24年度以降についても、市町とともに防災に関する人材育成事業を実施して地域防災力の向上に努めていく。

VII. 平成 24 年度の（全県会議）検討会議の取組について

〔継続〕

(ア) 暴力団排除に関する連携・協力のあり方検討会議

平成 23 年 4 月 1 日に三重県及び県内全市町の暴力団排除条例が施行され、三重県が一体となった暴力団排除対策を推進していますが、同条例をより実効のあるものとしていくためには、本検討会議を条例施行直後の 1 年間の設置に終わらすことなく、引き続き、県と市町が情報を共有し、解決すべき課題等について連携・協力していく必要があります。

また、三重県暴力団排除条例第 6 条に「関係行政機関と連携した推進体制の整備」が規定されていることから、本検討会議を同規定に基づく推進体制の一つとして位置付けるとともに、同条例の附則に規定される「条例施行 3 年後の検討及び必要に応じた所要の措置」を具現化していくためにも、本検討会議の継続設置が必要です。

このため、暴力団が県民生活や県内の事業に与える不当な影響を排除し、県民の安全で平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団排除条例（平成 23 年 4 月 1 日施行）を効果的に運用するための具体的な連携・協力のあり方及び課題等について検討していきます。

【検討会議設置までのスケジュール】

- 3月中旬 検討テーマについて、協議計画・検討内容等を整理
- 4月下旬 （全県会議）調整会議において、協議計画書を示し、設置決定

参 考 资 料

県と市町の地域づくり連携・協働協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、県と市町が連携の強化をはかり、協働して地域づくりの基盤を整備し、地域づくりを推進することにより、地域主権社会の実現を目指すものとする。

(協議等事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 地域づくりにおける県と市町の連携・協働及び適正な役割分担のあり方に関する事項
- (2) 地域主権社会の実現に向けた県から市町への分権に関する事項
- (3) 県と市町における行政分野の専門性の向上に寄与する事項
- (4) その他協議会の目的達成のために情報共有及び検討が必要な事項

第2章 組織

(協議会の構成及び運営)

第4条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 協議会における会議は、全県的な政策課題等を取り扱う全県会議、及び各地域における地域課題等を取り扱う地域会議で構成する。

3 協議会の運営は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会が協働して行うものとする。

4 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

5 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 三重県知事

(2) 副会長 三重県市長会会長、三重県町村会会長及び三重県政策部を担任する副知事

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、三重県政策部に置く。

- 2 次条に規定する全県会議は政策部担当室が所管し、第 15 条に規定する地域会議は県民センター担当室が所管する。

第 3 章 全県会議

(全県会議)

第 8 条 全県会議は、総会及び第 13 条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。

- 2 全県会議には、第 3 条に規定する事項の協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第 14 条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。

(総会)

第 9 条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第 10 条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

- (1) 第 3 条の規定による協議等事項の対応方針
- (2) 前号の規定によるもののほか、協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(総会の議長)

第 11 条 総会の議長は、会長が指名する者とする。

(総会の定足数)

第 12 条 総会は、協議会の構成員（又はその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(調整会議)

第 13 条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。

- (1) 第 3 条に規定する事項に係る具体的な協議内容等
- (2) 第 8 条第 2 項の規定による検討会議の設置
- (3) 第 10 条に規定する総会における決定事項及び総会への報告事項
- (4) 第 17 条に規定する地域会議の調整会議への提案事項

2 調整会議は、市町企画担当課（室）、三重県部局主管室及び県民センター担当室の職員で構成する。

3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

4 調整会議は、三重県政策部担当室長が招集する。

(検討会議)

第 14 条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

2 検討会議は、協議等に関係する市町、三重県部局及び県民センターの職員で構成する。

- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、構成する者の中から互選された代表者が招集する。
- 5 前各項に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第4章 地域会議

(地域会議)

- 第15条 地域会議は、トップ会議及び第17条に規定する調整会議（以下この章において「調整会議」という。）で構成する。
- 2 地域会議には、第3条に規定する事項のうち地域における課題について協議等を行うため、調整会議の決定に基づき第18条に規定する検討会議（以下この章において「検討会議」という。）を設置することができる。
 - 3 地域会議は、原則として県民センターを単位として開催するが、協議等を行う課題に応じて、複数の県民センター又は個別の市町等を単位として開催することができる。

(トップ会議)

- 第16条 トップ会議は、第3条に規定する事項のうち地域における課題について、包括的な意見交換を行い、県と市町のパートナーシップの構築や相互理解を促進するため開催する。
- 2 トップ会議は、原則として県民センター管内の市町長、三重県知事及び県民センター所長で構成する。
 - 3 トップ会議は、必要に応じて別表に掲げる者及び前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 トップ会議は、県民センター所長が招集する。

(調整会議)

- 第17条 調整会議は次に掲げる事項について決定又は協議する。
- (1)第3条に規定する事項のうち地域における課題に係る具体的な協議内容等
 - (2)第15条第2項の規定による検討会議の設置
 - (3)第16条に規定するトップ会議への報告事項
 - (4)第13条に規定する全県会議の調整会議への提案事項
 - (5)その他協議会の目的達成のために地域において県と市町の調整が必要な事項
- 2 調整会議は、県民センター管内の市町関係部課（室）長、県民センター所長及び県民センター担当室長で構成する。
 - 3 調整会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 調整会議は、県民センター所長が招集する。

(検討会議)

- 第18条 検討会議は、調整会議の決定により設置し、定められた事項について協議等を行う。

- 2 検討会議は、協議等に関係する県民センター管内の市町、県民センター及び三重県の地域機関等の職員で構成する。
- 3 検討会議は、必要に応じて前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会議は、県民センター担当室長が招集する。

(その他)

第 19 条 第 15 条から前条までに定めるもののほか、トップ会議、調整会議及び検討会議の運営に関し必要な事項は、調整会議で別に定める。

第 5 章 経費等

(経費)

第 20 条 協議会の運営に係る経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 21 年 2 月 10 日から施行する。

(県と市町の新しい関係づくり協議会規約の廃止)

第 2 条 「県と市町の新しい関係づくり協議会規約(平成 18 年 4 月 1 日制定)」は、これを廃止する。

(経過措置)

第 3 条 この規約の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以前に「県と市町の新しい関係づくり協議会規約」第 14 条第 1 項の規定により設置された検討部会は、施行日以後において、第 14 条の規定により設置された検討会議とみなす。

2 この規約の施行日以前に、三重県が定めた「県と市町の地域づくり支援会議設置要綱(平成 19 年 5 月 22 日制定)」第 6 条の規定により設置された課題会議は、施行日以後において、第 18 条の規定により設置された検討会議とみなす。

附 則

この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (第4条、第5条、第16条関係)

県と市町の地域づくり連携・協働協議会 名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県知事
副会長	三重県市長会会長		三重県副知事
	三重県町村会会長		政策部長
	三重県副知事		政策部理事 (地域支援担当)
委 員 (市町)	津市長	委 員 (県)	政策部理事 (「美し国おこし・三重」担当)
	四日市市長		政策部東紀州対策局長
	伊勢市長		総務部長
	松阪市長		防災危機管理部長
	桑名市長		生活・文化部長
	鈴鹿市長		健康福祉部長
	名張市長		健康福祉部理事
	尾鷲市長		健康福祉部こども局長
	亀山市長		環境森林部長
	鳥羽市長		環境森林部理事
	熊野市長		農水商工部長
	いなべ市長		農水商工部理事
	志摩市長		農水商工部観光局長
	伊賀市長		県土整備部長
	木曾岬町長		県土整備部理事
	東員町長		会計管理者兼出納局長
	菰野町長		企業庁長
	朝日町長		病院事業庁長
	川越町長		教育長
	多気町長		警察本部長
	明和町長		桑名県民センター所長
	大台町長		四日市県民センター所長
	玉城町長		鈴鹿県民センター所長
	度会町長		津県民センター所長
	大紀町長		松阪県民センター所長
	南伊勢町長		伊勢県民センター所長
	紀北町長		伊賀県民センター所長
	御浜町長		尾鷲県民センター所長
紀宝町長	熊野県民センター所長		

(全県会議) 検討会議の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町の地域づくり連携・協働協議会（以下「協議会」という。）規約第14条第5項の規定により、協議会の全県会議に設置する検討会議（以下「検討会議」という。）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第3条 検討会議は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討会議に代表及び副代表を置く。
- 3 検討会議の代表及び副代表は、検討会議の構成員の互選により選任する。
- 4 検討会議は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(代表及び副代表の職務)

- 第4条 代表は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 2 代表は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
 - 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討会議の開催)

- 第5条 検討会議は、代表が招集する。
- 2 検討会議は、必要に応じて第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第6条 検討会議は、協議会会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第7条 検討会議は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第8条 検討会議は、第6条及び前条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成21年5月18日から施行する。

